

経済と経営 26-3 (1995. 12)

〈研究ノート〉

プラトーンにおける・「社会内分業」の〈理論〉と、
マルクスによる・その《致命的誤認》

II. - 2. 1) - 4)

鈴木 秀 勇

1) a) A. スミスは, “WoN.” 「第一編。第二章。分業を育成する原動力について」では, 「第一章」と異なり, もはや「手工場 (manufactory)」内「分業」では, 《なく》, 「社会内分業」を表わす「相異なる営業と職業との相互分離」 (the separation of different trades and employments from one another) を, («分業」の文言のもとに), 論述の主題とするのであるが,

ア) 「第3パラグラフ」で, これを「育成する」ものとして, 「人間が負う・互換という・自然の定め」 (the trucking disposition) を, おき¹⁾,

イ) ついで, 次・「第4パラグラフ」にあって,

「十人十色の・自然本性としての特殊才能の相違 (the difference of natural talents) などというものは, 実を言えば, 私たちが気付かぬほどにごく些細であるにすぎない。すなわち, 成長し成人となった人々を相異なる職能に区分してしまうものと思われている・甚だしく相異なる才幹 (the very different genius) は, 分業の, 原因 (the cause) であるよりは, 結果 (the effect)

1) “WoN.” p. 27

なのである」²⁾、——と立論している。

ウ) 上掲の立論は、「グラスゴウ版・著作集」の・“WoN”・校訂者による・その旨の脚注は、なんら、この文言に付されてはいないけれども)、実は、(既に知ったとおり)、「人間」の「自然本性」としての「特殊才能の相違」・「相異なる才幹」を、「社会内分業」と「原因」とするプラトーンに向けられた・スミスの〈異議申立〉なのである。

エ) もちろん、スミスは、i) 一方では、このように、——「才幹」の「相違」は、「分業」の「結果」である、——と言うにしても、

ii) しかし、他方では、——「分業」は、「互換」という・「人間の負う」「自然の定め」を「原動力」として「育成」される、——と立言したところから、

iii) 次・「第5パラグラフ」では、後者の立言を展開して、

「特殊才能の相違を養成し (forms)、相異なる職能に就いている人々の間で特殊才能を著しいもの (remarkable) たるに至らしめるのは、この・自然の定めであるが、それと等しく、当の・著しい・特殊才能の相違を、人々相互にとり役に立つ (useful) 相違たらしめるのもまた、同じ・自然の定めである」³⁾、——と述べ、

α) すなわち、「互換」は、〈第一に〉、「特殊才能」を、——しかも、「著しいもの」に——「育成」する〈力〉であると同時に、

β) 〈第二に〉、その・「著しい」「特殊才能」を「分業」にまで〈形成〉する〈力〉でもあり、

γ) かくして「形成」された「分業」が、「人々相互にとって」「役に立つ」ものであり、諸「利点」を有するものである、——と論ずるのであって、

iv) 約言すれば、「人々」にたいし〈共同に〉諸「利点」を産み出す「分業」を担う「特殊才能」について、

2) “WoN.” p. 28

3) “WoN.” p. 29

- α) 「互換」は、その「特殊才能」の「育成」〈力〉であると共に、
 β) また、「育成」した「特殊才能」に「分業」を〈形成〉せしめる〈力〉でもある、——とする見解を示すのである。
- b) それゆえ、ア) i) スミスが、——人間・個々の間の・「特殊才能」の「相違」は、「分業」の「結果」である、——と立言する場合にも、
 ii) その立言の〈真意〉は、上記の・「第5パラグラフ」の見解との関連でこそ、〈理解〉されるべきものであって、
 iii) ——「特殊才能」の「相違」が、「分業」の「原因」である、——とするプラトーンに向けられた・〈素朴〉な〈異議申立〉と見られてはならない。
- iv) なぜなら、(後出のとおり)、スミスもまた、上記の・「第5パラグラフ」の見解を〈例証〉するさい、プラトーンと〈等しく〉、「分業」の〈発生〉の〈要件〉としては、「自然本性」たる「相異なる才幹」を、容認せざるを得ないからである。
- v) しかし、その間の経緯に立ち入るに先立って、上記の見解と〈不可分離〉の・スミスの・他の論述には、プラトーンの所論と《全く同一》と
 言い得るものがあるのであって、それを示しておけば。
- イ) (既に知られているとおり)⁴⁾、プラトーンは、
 i) 「社会内分業」によって組織される〈経済社会〉としての「国家」が「産出」される《根拠》を示す際に、
 α) まず、「私たち・人間ひとりひとは、自給自足することができる者ではなくて」、「おびただしい数にのぼる人々を入用とする者 (πολλῶν ἐνδεής) である」、——とするところから出発し、

4) cf. 本・『経済と経営』・第24巻・第3号。1993年・12月・所収。拙稿。1), b)–3), a)。119–127ページ。同・第26巻・第1号。1995年・6月。II. – 1. 5), a)–b)。132–134ページ。12), a), イ)–c), ウ) 181–183ページ。

β) 「おびただしい数にのぼる物を必要とする私たち・人間」が、〈相互に〉「必要」を「充足させ」合うために、

γ) 「相互に結合し」(παρалаμβάνων ἄλλος ἄλλον), 「仲間」(κοινωνοί)・「協力者」(βοηθοί)として、「一箇所の居住地」に「共同居住」して、

δ) それぞれ「自分自身に有利」(αὐτῶ ἄμεινον)となるように、「相互に交換し合う」、——と、いったんは立論するものの、

ii) α) しかし、——「相互に交換し合う」ことが、〈いかにして〉生ずるのであるか、ないしは、〈いかなるもの〉を「相互に交換し合う」のであるか——にかんする論議を〈忘失〉していたことに気が付き、

β) 「交換」とは、一面で、〈成立〉した「社会内分業」の《結果》でもあるが、しかしまた、他方で、「社会内分業」が〈成立〉するために《不可欠の条件》でもあり、すなわち、「交換」と「社会内分業」とは、《表裏一体》をなすものである、——と思考し、

γ) そこで、(先に見た・〈相互に〉「充足させ」合うべき「必要」として)、「私たち・人間」の「生存」にとり「最低限必要不可欠」な「必要」を挙示するところから、あらためて出発し、

δ) すなわち、かかる「必要」を構成し・したがって、「確保」(／「生産」)されるべき・四〈種類〉の「物」を挙げることによって、

ε) 「社会内分業」の論議に進み、「自給自足」との対比において、「社会内分業」が「労働の生産力の上での進歩」を齎すことを、示唆したのち、

iii) さらに、α) 「社会内分業」の成立《根拠》を語って、

β) その《根拠》は、——「私たち・人間」の「各個人」が、自らに〈固有〉の「自然本性」と、各「生産作業」の・〈固有〉の〈自然本性〉との間の・《適合》の〈秩序〉たる「自然」に、「したがう」ところにある、——としていたのであった。

ウ) さて、そこで。予め言えば。i) 上記・ア) の・プラトーンの所

論のうち、i) は、スミスの・前掲章・「第2パラグラフ」の・下掲の論述中の [1.] に、《再現》するのであり、

ii) さらに、スミスの・下掲・[2.] の論述もまた、(本稿・後出のとおり)、既に、プラトーンによって表明されているところと《等しい》⁵⁾ ののである。

エ) すなわち、スミスは、こう論述している。

「[1.] 文明社会に生きるものとしての人間は、四六時中、おびただしい数にのぼる人々からの協力と助力とを、入用としている (stands at all times in need of the cooperation and assistance of great multitude) …。…人間というものは、殆ど絶え間なく、仲間からの援助を必要としているのであるが (man has almost constant occasion for the help of his brethren), [2.] しかし、援助を仲間の情け (benevolence) のみに期待しても、空しい。人間が、仲間の自愛心を、己れの利になるように導いていくことができれば

5) α) 本・II. - 2. 後出・3), c), ウ), iii), γ) に記したように (詳述は、後出・6)), プラトーンは、ソークラテースらが「建設」している「国家」にとり、「輸入物資」が〈不可欠〉であることにかかわって、ソークラテースに、

β) 諸「国家」の間を往来する・「輸入物資」の「仲介業者」が、自分の「国家」の「市民」が「必要」とする「物」を、相手方の「国家」から「調達」しようとするにしても、相手方の「国家」の「市民」が「必要」とする「物」を「携える」ことなく、「手ぶらで」「出国」するのであれば、「手ぶらで」「帰国」するもの、と覚悟するほかは、ない、—— とするにつづいて、つぎのように述べさせている。

γ) [ソークラテース] 「ですから、私たちの国家の市民は、自分たちにとって十分な国内産品 (τὰ οἴκοι [タァ・オイコオイ]) を生産するだけではなくて、また、自分たちが反復して必要とする物を生産してくれる・相手方の国家の市民たちにとって十分な種類 (οἷα […ixavà] [ホオーオイア […ヒイカァナァ]]) の国内産品をも、生産しなくてはならないのですな」。

[アデエイマントオス] 「そりゃ、しなくてはなりませんとも。——

δ) 上掲に語られている〈趣意〉は、まさしく、スミスの言う「人間が負う・互換という・自然の定め」が意味するところと、《全く同一》である。(“R.”・II. Stallbaum, II. 370・e-371・a; Burnet, 370・e, 12-371・a, 5, (cf. 本・II. - 2. 後出・6)))

(if he can interest their self-love in his favour), すなわち, 自分が仲間に求めているところを仲間が自分にしてくれる・そのことが, 仲間自身の利益になるのである, と仲間にわからせることができれば, 成功は, まず間違いなし, というものである。どのような内容の取引であれ, ともかく, 他人にたいして取引というものを申し出る人間は誰しも, そのことを目論んでいるのである。私の欲しがっているものを, 私にくれ。そうすれば, 君には, 君の欲しがっているものが手に入る, というのが, そうした申し出のどれもが意味しているところなのである。しかり, こうしたやり方をとってこそ初めて (in this manner), 私たちは, 自分の必要としている・仲間からの供与物 (good offices) の大部分を, 確実に手に入れるのである。私たちが, 日々の^(かて)糧を期待するのは, 肉屋, 酒屋, ないしは, パン屋の情けから, ではなく, そうした人々の・己れ自身の利害にたいする心配り (their regard to their own interest) から, なのである」^{5a)}。——

オ) さて。スミスは, ついで, 次・「第3パラグラフ」にあって,

i) 上掲の論旨を, 再び, α) ——「私たちが, それぞれ自分にとって必要な・こうした・相互の供与物の大部分を確実に手に入れるのは, 取引により, 互換により, 購買による (by treaty, by barter, and by purchase)」, ——と示し,

β) つづいて, 「それと等しく」として, 「分業を, 発生の初めから育成するのも (originally gives occasion to), この・同じ・自然に定めである」⁶⁾, ——と述べ,

ii) そして, このように, 「互換」(という・「人間が負う」「自然の定め」)が, 「分業」を「育成」することを, 《例証》するために, 下記のように, 論述するのである。

5・a) “WoN.” pp. 26–27

6) “WoN.” 前出・脚注・1) と同一箇所

α) <第一>。「狩獵者ないし牧羊者の部族」にとって《必要》の「最大」のもの・一つたる「弓・矢」の《生産・確保》について言えば、

「ある・特定の者 (a particular person) が、他の誰よりも手慣れて、また、誰よりも良い腕前で (with more readiness and dexterity than any other), 弓・矢を製作する (makes)」。

β) <第二>。「この者は、部族の仲間を相手に、弓・矢を、家畜、あるいは、鹿の肉と、反復して (frequently) 交換する (exchanges)」。

γ) <第三>。「そして、ついには (at last), 自分自身が野山を駆けめぐって家畜・鹿の肉を手に入れるよりは、こうした仕方 [交換] によるほうが、もっと多量の家畜・鹿の肉を手にすることができる、と悟る (finds)」。

δ) <第四>。「その結果、己れ自身の利益にたいする心配りから、弓・矢の製作が、自分の業務の・主たる地位を占めるに至り (grows to be his chief business), すなわち、この者は、いわば武器製作職人となる (becomes armourer)」⁷⁾。——

iii) 上掲の立論と、前掲・「第5パラグラフ」の見解 (本・1), 前出・a), エ), iii), iv)) とを合したところに基づいて言えば、

α) スミスが、——「分業を、発生の初めから育成するのも、この・同じ・自然の定め [／互換・交換, 等々] である」, —— と立言することの〈意味〉は、

β) 「自給自足」の社会 (「部族」) の中に (「自然本性」としての「特殊才能」に基づいて) 「発生」した・「分業」の《萌芽》を、 「育成」し、

γ) 「社会内分業」社会を《完成》させる〈力〉、

δ) すなわち、「自給自足」社会を、「社会内分業」社会に、《移行》・《変転》せしめる〈力〉、

ε) かかる〈力〉が、「互換」・「交換」, 等々であり、ないしは、「互換」・「交

7) 以上, "WoN." p. 27

換」等々という・「人間が負う」「自然の定め」である、—— というところにある、と《解すべき》であり、

iv) しかも、 α) スミスが、「分業を、発生之初めから (originally) 育成する」と言う時の・‘originally’の語と、そしてまた、‘frequently’, ‘at last … finds’, ‘grows to be his chief business,’ および、‘becomes armourer’ とする表現とは、相俟って、

β) スミスの〈意味〉するところが、上記・iii), δ), ϵ) のとおり、—— 「自給自足」社会から「社会内分業」社会への《移行》・《変転》を〈成就〉する〈力〉が、「互換」・「交換」である、—— ということである、と《裏書》しているのである。

か) ところで、スミスは、i) α) 前掲の立言の・上記の〈意味〉が理解される限りにおいてならば、

β) 「他の誰よりも手慣れて、また、誰よりも良い腕前で」という文言に明らかなおとおり、「社会内分業」の《萌芽》の《原因》として、

γ) (プラトーンの言う・)「生産作業」にたいし《適合》の〈秩序〉にある・〈生産者〉の「自然本性」としての・個人間の「相異なる特殊才能」なるものを、容認せざるを得なかつた、—— と言わなくてはならない。

ii) なぜなら。 α) これを容認することなくしては、(換言して)、もし、「部族」全員が、《同等》の才能を有する、とし、—— とりもなおさず、誰もが、「特殊才能」を有しない、—— とするのであれば、

β) 「部族」は、ついに、「社会内分業」を「発生」せしめることがなく、ひいては、「自給自足」の状態を〈脱することができず〉、

γ) すなわち、「互換」という・「人間の負う」「自然の定め」そのものが、存在する余地を《もたない》ことになるのであり、

iii) それゆえ、 α) 個人間の「相異なる才幹」の〈存在〉が《前提》されるほかはなく、

β) しかし、その・「才幹」の「相違」は、「社会内分業」社会に〈先行〉す

る「自給自足」社会に、〈存在〉し・「発生」するものである以上、

γ) もはや、——「相異なる才幹」は、個々の「人間」の「自然本性」として〈存在〉し・「発生」するのである、——と容認《せざるを得ない》からである。

iv) 加えるに、α) 「弓・矢」を「製作する」者が、上記のように、「自然本性」としての「特殊才能」により、当の部族の「誰よりも手慣れて、また、誰よりも良い腕前で」、自らの「作業」を遂行する、とされなければならない、とすれば、

β) 「家畜」を飼育し、また、「狩獵」によって「鹿の肉」を手に入れる「部族の仲間」たちも、やはり〈等しく〉、それぞれが、「他の誰よりも手慣れて、また、誰よりも良い腕前で」、と言われる・「自然本性」としての「特殊才能」によって、自らの「作業」を行うのである、——とされなくてはならない。

γ) なぜなら。「弓・矢」の「製作」者、「家畜」の飼育者、「狩獵」者が、それぞれ、「自給自足」社会にありながらも、「自然本性」としての各自の「特殊才能」を以って「作業」に従事すればこそ初めて、

δ) (スミスの言うとおりに)、「弓・矢」と「家畜」・「鹿の肉」との「互換」が「反復して」行われ、すなわち、「互換」が《持続》し得るのであり、

ε) この・「互換」の《持続》が、(再び、スミスの言うとおりに)、「社会内分業」を「育成」し、「社会内分業」社会を《完成》せしめるからである。

c) そこで、あらためて言えば。ア) スミスとして立言すれば《足りる》事柄は、

i) α) 「自給自足」の状態にある「社会」の中に、——「自然本性」として、ではあれ、——各「作業」にたいする「特殊才能」が、〈存在〉し、

β) すなわち、かかる「特殊才能」から、「社会内分業」の《萌芽》が「発生」し、

γ) その《萌芽》が、「互換」・「交換」の〈力〉によって「育成」されて、

δ) 自らがそれの中で行われている「自給自足」社会を《蚕食》して、

ε) ついに、この「社会」を、「社会内分業」社会に《移行》・《変転》せしめるに至る、——という《歴史過程》であり、

ii) すなわち、この《過程》を描いて、そこに働く・「互換」・「交換」という「原動力」の《機能》を論示すれば、スミスとしては《足りた》のである。

イ) したがって、i) スミスが、——「特殊才能」の「相違」は、「分業」の「結果」である、——と言表したのは、

ii) 「自給自足」社会を、「社会内分業」社会に《移行》・《変転》せしめる「原動力」として、「交換」という「人間が負う」・「自然の定め」を語らんとする・スミス自身の〈本意〉そのものにとっては、《不適切》であった、——と言わざるを得ない。

ウ) i) 上記・ii) の・スミスの〈本意〉は、α) 当の「第二章」の章題・“*Of the Principle which gives occasion to the Division of Labour*” に用いられている・‘gives occasion to’ という語法にも、現われているのであって、

β) すなわち、この語法は、通常、「惹き起こす」の意を表示するものとされているが、(cf. 「中世ラテン語」・「動詞」・‘occāsiōnāre’ ([オッカァースイオナァーアレ]). 「惹き起こす」。1213年), しかし、本来、「古典ラテン語」の「名詞」・‘occāsiō’ ([オッカァースイオ]) は、「動詞」・‘occīdere’ ([オッキイデレ]). < ‘ob’ ([オブ]. 「～を目掛けて」) + ‘cādere’ ([カァデレ]). 「落ちる」。「ふりかかる」) の supīnum ([スウピィーイヌム]. 「動名詞」) ・‘occāsum’ ([オッカァーアスウム]) に由来し、それゆえ、「偶然」、転じて、「好機」、「適切」を語意とし、「古代ギリシャ語」の(「形容詞」・‘εἰςκαιρος’ ([エウカァイロス]. 「時宜に適した」、「適切な」) に発する・) 「名詞」・‘εἰςκαιρία’ ([エウカァイリィア]. 「好機」、「適切」) に相当する語であり、そして、‘give occasion to ~’ に当る・‘dāre (ālicuī) occāsiōnem [ダァレ (・アリィクウイ) ・オッカァースイオォネム]) は、「(誰々に) 好機を与える」、「乗ずるを許す」、転じて、「利する」、「恵む」の語意をもち、

γ) それゆえ、上掲・「第二章」の章題の〈真意〉は、——「[社会内] 分業

ヲ育成 [／助成] スル原動力」としての「互換」・「交換」—— というところ
にあった、とすべきであり、

ii) 果たして、スミスは、つづく「第三章」で、—— かかる・「交換」の「力」
の《強度》を、「市場の範囲」と表現して——、「[社会内] 分業は、市場の範
囲によって、制約されること」の章題を与え、「交換」のもつ・「分業」〈「育
成」力〉の《強・弱》を、論述することになるのである。——

d) さて、そこで。ア) 上記の・スミスの立言の〈本意〉を、プラトォー
ンの〈論旨〉に対比させるならば、

i) プラトォーンが、《合理論》⁸⁾の立場から、

α) (本稿・後出のとおり)⁹⁾、「自給自足」の生産方法を、「自然にさからう」
がゆえに、「人間」の「生存」を「確保」し《得ない》ものとし、

β) これに《対置》するに、「自然にしたがう」がゆえに、成立し、かつ、
「労働の生産力の上での進歩」を産み出すことによって「人間」の「生存」を
「確保」《し得る》生産方法たる「社会内分業」を以ってし、

γ) すなわち、「人間」の「生存」を「確保」《し得る》か、それとも、《し
得ない》か、の《対置》を、——「社会内分業」の「やり方」を「とらなくて
はいけないのか」、「それとも」、「自給自足」の「やり方」を「とらなくて
はいけないのか」—— とする《二者択一》の問いによって、言表しているところ
に明らかなおおり、

δ) 「自給自足」の生産方法の《一挙の廃絶》と、「社会内分業」の生産方
法の《一挙の採用》とを、〈意図〉したのにひきかえ、

8) プラトォーンの・《合理論》の立場は、本・『経済と経営』・第26巻・第2号。(1995
年・10月)所収の拙論への・脚注・74)に挙示した・言語の起源を主題とする対話篇・
『クラテテュロオス』に照らしても、明白である。

しかし、その経緯を記するのは、長文にわたるため、本稿・本文の末尾に、(脚注・
8)。つづき)として、付した。

9) cf. 本・II. - 2. 後出・3), 8), イ), および, 4), c), オ)

ii) スミスは、 α) (前述のとおり), 「自給自足」社会の《漸次》の〈解体〉と, 「社会内分業」社会への《漸進》の〈移行〉・〈変転〉, —— という・《歴史主義》と〈統合〉された《合理論》の立場から,

β) 「交換」が有する〈力〉・《機能》を, 語ろうとしたのである。

イ) i) (本・1), 前出・a), ウ) の) スミスの・プラト[○]ーンの所論にたいする〈異議申立〉——「特殊才能」の「相違」は, 「分業」の「結果」である——は, (再び言えば), それ自体としては, スミスの〈本意〉にたいしてすら《不適切》であるけれども,

ii) しかし, それの〈意味〉は, プラト[○]ーンの・《合理論》の立場にたいし, スミスの・《歴史主義》の観点を, 告げるところにある, —— と解すべきである。

ウ) ただ, しかし。 i) プラト[○]ーンの場合, 「社会内分業」が, (「労働生産物」の)「交換」と《表裏一体》をなすとは,

α) (再び言えば), 一方に, 「交換」が, 「社会内分業」の〈成立〉の《結果》であると〈同時に〉,

β) しかし, 他方で, 「交換」が, 「社会内分業」の〈成立〉にとって《不可欠の条件》でもある, —— ということであるのにたいし,

ii) スミスは, α) 上記・i), β) の規定を, ——「交換」が, 「社会内分業」の《「育成」者》である, —— とする見解に〈転容〉せしめた反面,

β) 「交換」は, (なにかの度合における)「社会内分業」の〈成立〉の《結果》である, とする把握に欠けていたことを,

γ) この〈異議申立〉は, 卒直に示している, としなければならない。

2) さて, a) プラト[○]ーンにおける・「社会内分業」の〈理論〉の〈分析〉に立ち戻り, ア) 本稿・前・II. - 1., 5) に見たところを想起すれば。

i) プラト[○]ーンの場合, 「社会内分業」の成立《根拠》は,

ii) 「各個人」が, α) それぞれに〈固有〉の「自然本性」($\phi\upsilon\sigma\iota\varsigma$. 〈精神

上・身体上の諸能力)と、

β) 各「生産作業」の・それぞれに〈固有〉の〈自然本性〉(〈特性〉)との間にある・

γ) 《適合》の〈秩序〉に〈したがう〉・《当為》の〈秩序〉,

δ) すなわち、上記・α)の「自然本性」に《適合》した〈自然本性〉を有する・《ただ一種類》の「生産作業」に「従事しなくてはならない」とする・《当為》の〈秩序〉に、

iii) α) 「各個人」が、再び、〈したがって〉,

β) 言い換えられて、「自然に〈したがって〉」(*κατὰ φύσιν*),

γ) 《現実に》, 当該の・《ただ一種類》の「生産作業」に「従事している」, — というところに、おかれているのであった。

イ) そして、言うまでもなく、 i) 「各個人」が、自らの「自然本性」に《適合》した・《ただ一種類》の「生産作業」に「従事している」とは、

ii) 当の「生産作業」に、《集中》して「従事している」ことに、ほかならない。

ウ) 他方。「自給自足」についても、成立《根拠》の語を用いれば、それは、

i) 「各個人」が、(上記・ア), ii), δ) の)《当為》の〈秩序〉に〈そむいて〉,

ii) すなわち、α) 「生産作業」に「従事」する者の「自然本性」と、「生産作業」の〈自然本性〉との間の《不適合》という〈反秩序〉を犯して、という意味で、「自然にそむいて」(*παρὰ φύσιν*),

β) 「生産作業」に「従事」する「各個人」が、《現実に》, 《多種類》の(すなわち、それらのうち〈一種類〉を除き、〈他の種類・すべて〉の〈自然本性〉が、当該・「個人」の「自然本性」にたいし、《不適合》である)「生産作業」に「従事している」, — ということであり、

iii) そして、「各個人」が、《多種類》の「生産作業」に「従事している」とは、もとより、《多種類》の「生産作業」に《分散》して「従事している」

ことである。

b) ところで、ア) こうした・「社会内分業」と「自給自足」との・それぞれの成立《根拠》から、〈論理上、帰結〉するのは、

i) 上記の・《適合》の〈秩序〉と、《不適合》の〈反秩序〉との《背馳》、——ないし、「生産作業」の〈生産者〉の「自然本性」に《適合》した・)《ただ一種類》への《集中》と、(《ただ一種類》以外は、ことごとく《不適合》の・)《多種類》への《分散》との《背馳》——が、

ii) 双方の生産方法を通じて〈同一〉の「継続時間」に「支出」され・「費や」される「労働」の

α) 《内包量》に生じさせる《相違》と、

β) 《外延量》に生じさせる《相違》とであり、

iii) とりもなおさず、〈同一〉の・「労働」の〈量〉によって「生産」される「労働生産物」の

α) 「質」の上に、

β) また、「量」の上に、それぞれ生じさせる《相違》(「労働の生産力の上での進歩」を形づくる《相違》)である。

iv) α) 上記の《相違》は、プラトーン自らが、その・ことごとくを明示している、というのではないけれども、

β) しかし、かかる《論理上の帰結》によってこそ、プラトーンの論述の・後出に見る進行が、理解され得るのである。

イ) さて、そこで、〈帰結〉する《相違》を、順次に示せば。

i) 〈第一〉の《相違》は、

α) 一方で、「社会内分業」の場合、「生産作業に従事している」「人間」の「自然本性」と、「生産作業」の〈自然本性〉との《適合》の〈秩序〉という・「社会内分業」の成立《根拠》から、

β) (一言にしていえば)、「生産作業」が、「自然にしたがって」行われているところから、《必然に》、

ii) 「生産作業」の・(「自給自足」の場合に比しての)《円滑の大》が、〈帰結〉するのにたいし、

iii) 他方、「自給自足」にあつては、 α) 上記の・〈二つ〉の「自然本性」間の《不適合》の〈反秩序〉という・「自給自足」の成立《根拠》から、

β) (とりもなおさず)、「生産作業」が、「自然にそむいて」行われているところから、これまた、《必然に》、

iv) 「生産作業」の(「社会内分業」の場合に比べての)《蹉跎の大》が、〈帰結〉する、——という《相違》である。

ウ) そして、i) 一方で、「社会内分業」の場合の「生産作業」の《円滑の大》は、

ii) (「自給自足」の場合と)〈同一〉の「継続時間」に「支出」される・「労働」の〈量〉の・(「自給自足」による場合に比しての)《内包上の大》(すなわち、「労働」の〈濃密〉)を、意味し、

iii) とりもなおさず、「支出」された・〈同一〉の・「労働」の〈量〉を以つてする「生産作業」の《巧妙》を、

iv) したがってまた、「社会内分業」による場合の「労働生産物」の『質』の《優良》を、——それぞれ意味するものであり、

v) 他方、「自給自足」における「生産作業」の《蹉跎の大》は、

vi) (「社会内分業」の場合と)〈同一〉の「継続時間」に「費や」される・「労働」の〈量〉の・(「社会内分業」の場合に比べての)《内包上の小》(「労働」の《稀薄》)を、

vii) すなわち、「費や」された・〈同一〉の・「労働」の〈量〉による「生産作業」の《拙劣》を、

viii) それゆえ、「自給自足」による「労働生産物」の『質』の《粗悪》を、——それぞれ意味するものである。

エ) ついで、〈第二〉の《相違》は、

i) 一方で、「社会内分業」における「生産作業」の《円滑の大》は、また、

同時に、「生産作業」の《敏速》をも、意味するものであって、

ii) この《敏速》は、「自給自足」の場合と〈同一〉の「継続時間」に「支出」される・「労働」の〈量〉の・（「自給自足」の場合に比しての）《外延上の増大》を、

iii) さらに、この《外延上の増大》は、「自給自足」の場合と〈同一〉の・「労働」の〈量〉によって「生産」される「労働生産物」の『量』の《多》を、——それぞれ意味し、

iv) 他方、「自給自足」にあつての「生産作業」の《蹉跎の大》は、これまた、〈同時に〉、「生産作業」の《遅滞》を、

v) その《遅滞》は、「社会内分業」の場合と〈同一〉の「継続時間」に「費や」される・「労働」の〈量〉の・（「社会内分業」による場合に比べての）《外延上の減少》を、

vi) この《外延上の減少》は、「自給自足」の場合と〈同一〉の・「労働」の〈量〉による「労働生産物」の『量』の《少》を、——それぞれ意味する、という《相違》である。

オ) そして、言うまでもなく、 i) α) 「社会内分業」における・「生産作業」の・〈生産者〉の「自然本性」に《適合》した・《ただ一種類》への《集中》と、

β) 「自給自足」にあつての・「生産作業」の・〈生産者〉の「自然本性」に《適合》した種類を〈ただ一つ〉含むにすぎない・《多種類》への《分散》という《背馳》から〈帰結〉する《相違》は、

ii) 上記・〈第一〉と〈第二〉とのそれに、ほかならない。

カ) i) (本稿・次・3) のとおり)、プラトーンが、「自給自足」の生産方法を目して、「生産作業」を「無に帰」さしめるもの、と断定する時に根拠とする・「生産作業に支出されるべき時間」の「空費」とは、

ii) α) (上掲のように)、一つには、「自給自足」にとって《必然》である・（「社会内分業」の場合と）〈同一〉の「継続時間」に「費や」される・「労働」

の〈量〉の・(「社会内分業」の場合に比しての)《内包上の減少》と、

β) 二つには、《外延上の減少》との〈双方〉を、意味するものであり、

iii) この〈双方〉は、とりもなおさず、(「社会内分業」の場合と)〈同一〉の・「労働」の〈量〉を以って「生産」される「労働生産物」の

α) 『質』の《粗悪》と、

β) 『量』の《少》とを、生ぜしめる《原因》が、なにであるかを、示しているのみならず、

iv) また、プラトーンにあつては、この・(「社会内分業」の場合に比しての・)『質』の《粗悪》と、『量』の《少》とは、(これも、後出^{9a)}のとおり)、「人間」の「生存」を「確保」《得ない》ことを、含意しているのである。

c) さて、ア) 前出の・各成立《根拠》から〈論理上、帰結〉する・(「労働生産物」の『質』の上に生ずる)〈第一〉の《相違》を、果たして、プラトーンは、ソークラテースとアデイマントオスとの対話をつうじ、

i) 「社会内分業」の成立《根拠》を呈示せしめたのに引きつづいて、つぎのように語らせている。

[ソークラテース] 「としますと、どうなのでしょうね。人が、ひとりでありながら (εἷς ὢν [ヘーエイイス・オーオン]), 数多くの種類の技術 (πολλὰ τέχνη [ポオツラアイ・テェクフナアイ]) を手がける場合と、ひとり人間が (εἷς), ただ一種類の技術 (μία [τέχνη] [ミィア [・テェクフネー]) を手がける場合とでは、どちらの場合のほうが、質の面でより良く (κάλλιον [カァツルリィオン]) 仕上げることができる (πράττει ἄν [プラァットトイ・ァン]。‘πράττειν’([プラァッテェイン]。‘仕上げる’)の・「現存」・「三人称」・「単数」・「希求法」形) でしょうかな。

ひとり人間が、とアデイマントオスは、申したのです、ただ一種類の

9・a) cf. 本・II. - 2. 後出・3), 8), イ), および, 4), c), オ)

技術を手がける場合のほうが、ですね」¹⁰⁾。——

ii) α) 上掲・冒頭の・「としますと、どうなのでしょうね」(τί δε; [ティ・デエ])。; は、疑問符。この場合の‘δε’は、「根拠」を表示) は、この文言の直前にソークラテースによって呈示された・「社会内分業」の成立《根拠》に〈基づいて〉、とする〈勢い込んだ問い〉を、表わしているものであり、

β) すなわち、プラトーンが、上掲の対話によって告げているのは、

iii) 「社会内分業」(と、および、「自給自足」と)の成立《根拠》からの〈帰結〉としての・

α) 「自給自足」の場合の「労働」の《拙劣》と、それゆえ、「労働生産物」の『質』の《粗悪》と、

β) 「社会内分業」の「生産作業」にあつての・「労働」の《巧妙》と、したがって、「労働生産物」の『質』の《優良》との《対比》であつて、

iv) この〈帰結〉の〈論理〉の総体は、本稿で先に、「自給自足」と「社会内分業」との間にある・〈第一〉の《相違》にかかわって示されたとおりである。

イ) ところで。i) α) プラトーンは、(既に知られているとおりに)¹¹⁾、「私たち・人間」の「生存のために」 「最低限必要不可欠な国家」たる《経済社会》を形づくる・「四人」の〈生産者〉による「社会内分業」を示す時、

β) 「四倍の継続時間、すなわち、四倍の量の労働 [／労苦]」と述べて、「労働」の「継続時間」と「労働」(の「量」とを、《等置》しており、

γ) また、「自給自足」を示すさいにも、同じであるけれども、

ii) しかし、本稿・前出・b) に見たところからするならば、——このように、「(「労働」の) 継続時間」と《等置》されている「労働」であるとはい

10) “R.”・II. Stallbaum, II. 370・b; Burnet, 370・b, 4-6

11) cf. 本・『経済と経営』。第24巻・第3号。1993年・12月。前出・脚注・4) と同一箇所 同・第26巻・第1号。1995年・6月所収。拙稿。II. - 1. 1), a), ア), イ), 125-126 ページ

え——,

α) 一方で、「社会内分業」にあっての「労働」は、

β) (「自給自足」の場合と)〈同一〉の「量」の「労働」に比して、

γ) 《内包上, 増大》した「労働」, すなわち, 《濃密》・《巧妙》な「労働」である, ——とされなければならない,

ii) α) 他方, 「自給自足」の場合の「労働」は、

β) (「社会内分業」におけると)〈同一〉の「量」の「労働」に比べて、

γ) 《内包上, 減少》した「労働」, すなわち, 《稀薄》・《拙劣》な「労働」である, ——と言われなければならない。

iii) そして, α) 一方に, (「社会内分業」における・)「労働」の〈量〉の《内包上の増大》とは、

β) (「自給自足」の場合と)〈同一〉の「継続時間」(後出に見るとおり, プラトーンの言う・「生産作業に支出されるべき時間」)が, (「自給自足」の場合に比して)「空費」から, その《内包上の増大》分だけ, 《免れている》ことにほかならず、

γ) その・「空費」を《免れている》ことを表出している事態が, 「労働生産物」の『質』の《優良》なのであり、

iv) 他方, α) (「自給自足」にあっての・)「労働」の〈量〉の《内包上の減少》とは、

β) 「労働」が「生産作業」に「費や」されるべき「時間」が, (「社会内分業」の場合に比べ) その《内包上の減少》分だけ, 「空費」されている以外のものではなく、

γ) 「労働生産物」の『質』の《粗悪》とは, この・「空費」されている事態を, 表わしているものにほかならない。

ウ) さてまた。 i) 上記の・〈第一〉の《相違》を形づくるもの, すなわち, 〈同一〉の〈量〉の「労働」の《内包上の増大》, 《濃密》・《巧妙》な「労働」が、

α) 「腕前」(例えば, 「イングランド語」・‘dexterity’) と呼ばれ, 「労働生産物」の『質』の《優良》を生み出すもの, とされる。

β) 古代ギリシャ人は, 「右手」の方向を, ‘δεξιός’([デクスイオス]。「右の」) という「形容詞」で表示したが, この「形容詞」は, また, 「幸先の良い」, 転じて, 「上手な」・「器用な」・「腕前の良い」・「巧妙な」の語意をもち, ここから, 「名詞」・‘δεξιότης’([デクスイオテュース]。「器用」・「巧妙」・「腕前」・「技倆」。「(精神の働きの) 俊敏」) が生じ, また, 上掲の「形容詞」に発する・‘δεξιότερός’([デクスイオテエロオス]) なる「形容詞」・「(二つのもののうち) 右にあるところの」が, (おそらく, 転義に基づいて), 「古典ラテン語」の「名詞」・‘dextéritās’([デクステェリィタァース]) の源となるに至った。

d) A. スミスは, ア) i) “WoN.” 「第一編」・「第一章」では, 論述の対象を, ひとり「手工場」内「分業」と, それの「利点」とに限り,

ii) 「社会内分業」を表わす「相異なる営業と職業との相互分離」については, ただ, —— これは, 「手工製造場」内「分業」が齎す「利点 [／労働の生産力の上での進歩]の結果として, 生じてきているもの, と思われる」¹²⁾, —— と述べるにとどまるが,

iii) しかし, かく述べていることは, 双方の種類「分業」の「利点」が〈共通〉であり, また, 「利点」の〈原因〉とされている「事情」も〈同一〉であることを, 示しているものである。

イ) ところで, 「第一章」は, i) 「手工製造場」内「分業」の「利点」を, (「留め針」の生産を事例に, また, 「分業」なき場合に対比して), 「労働生産物」の『量』の「著しい増大」(「労働の生産力の上での進歩」。すなわち, 「一日につき」, 職工・一人当り, 4,800 倍の本数の「留め針」)のみ¹³⁾に見た

12) “WoN.” paragraph 4. p. 15

13) “WoN.” pp. 14–15

上で、「第3パラグラフ」)

ii) 「第5パラグラフ」に至り、「分業の結果として、同一人数の人間〔／〈同一〉「量」の「労働」〕が仕上げることのできる製品の量 (the quantity) の・上記のような・著しい増大は、三つの・互いに異なる事情に負うものである」¹⁴⁾、とし、

iii) その「三つの・…事情」の・まず最初のものたる「腕前」について、つぎのように立論している。「第6パラグラフ」)

「第一に、職工がそなえる腕前 (the dexterity of the workman) の進歩は、必ず、職工が仕上げることのできる製品の量 (the quantity) を増大させずにはおかないものであり、しかるに、分業は、各々の職工の仕事を、いずれか一つの・単一の作業 (some one simple operation) に絞り込むことにより、また、こうした作業を、各々の職工の・生涯にわたる・ただ一つの職業 (the sole employment) に固定させることによって、必ず、職工の腕前を、甚だしく向上させずにはいないのである (necessarily increases very much the dexterity of the workman)」¹⁵⁾。――

ウ) だがしかし、この時にスミスは、

i) 「腕前」(すなわち、プラトォーンの所論にあって、〈論理上、帰結〉する・〈第一〉の《相違》を形づくるもの) の観念の中に、「生産作業」の《敏速》(／〈第二〉の《相違》を形づくるもの) の観念を、《混入》させており、

ii) 換言すれば、「同一人数の人間が仕上げることのできる」 「製品」の『質』の〈甚だしい向上〉の〈原因〉とされるべき「腕前」・《巧妙》な「労働」と、(これに〈不可分離〉に融合しているとはいえ、しかし)、「製品」の『量』の「著しい増大」の〈原因〉とされるべき・「労働」の《敏速》とを、《混同》しているのである。

14) “WoN.” p. 17

15) “WoN.” pp. 17–18

iii) というのは。スミスは、前記の・〈第一〉の「事情」を、つづけて述べるさいに、また、つぎのようにも、語っているからである。すなわち、

α) 「釘の製造は、決して、単純きわまる作業では、ない」。がしかし、それにも拘らず、「釘の製造以外の仕事には一切手を出さない」のであれば、「十二歳以下の・数人の少年」が、(当の「分業」により)、「一日につき製造することができる」・「釘」の〈数量〉は、「一人当たり」、「三千三百本を上回る」ものであり、これにひきかえ、熟練した「鍛冶職人」ではあれ、「釘の製造の経験が皆無であれば」、(「分業」によらずに)、「一人で」「一日につき製造することができる」・「釘」の〈数量〉は、「まず、二百本、ないし、三百本をこえる」ものではなく、「しかも、それらの釘は、品質が甚だしく粗悪である (those too very bad ones) ことは、確かである」。

β) ところが、こうした・釘の製造に比べ更に、「留め針・一本、金属ボタン・一個の製造が細分されている・各々の作業は、その・ことごとくが、はるかに単純であり、したがって、こうした留め針、金属ボタンの仕上げを、自分の生涯の・唯一の仕事としている人の腕前 (the dexterity) は、はるかにすぐれている (greater) のが通例である」。

γ) 「このような手工製造業の作業の・あるものが遂行されていく敏速 (the rapidity) は、そうした作業を目にしたことのない人々にとっては、人間の手 (the human hand. 「労働」) が帯びることができると考えられる・敏速の度合を、絶したもののなのである」¹⁶⁾。——

iv) とはいえ、精確に規定すれば、

α) 一方で、「腕前」とは、(例えば、上掲の)「釘」の「品質」を指して、「粗悪」と判断せしめるもの——すなわち、「釘」の「品質」の《優良》という観念——にしたがって、「釘」の「品質」を《向上》せしめ、換言すれば、「釘」の「使用価値」を〈高める〉「労働」を指し、

16) 以上, "WoN." p. 18

β) しかも、「品質」を「粗悪」ならしめる「労働」と〈同一〉の〈量〉の(すなわち、〈同一〉の「継続時間」に「支出」される)「労働」でありながらも、しかし、それに比して《内包上、増大》しており・《濃密》であり・《巧妙》な「労働」を、表示するものである。

γ) これにひきかえ、他方、「敏速」とは、「腕前」と〈異なり〉、——「労働生産物」の『質』とは《無関係》に、——〈同一〉の「継続時間」に、〈きわめて多量〉の「労働」が「支出」されることを、ないしは、(〈遅滞〉する「生産作業」にあってと)〈同一〉の「継続時間」に「支出」される・「労働」の〈量〉の・(〈遅滞〉する「生産作業」の場合に比して)《外延上の増大》を、表示するものであって、

δ) この「敏速」こそが、「労働生産物」(「釘」)の・(「分業」なき場合に比した時の・)『量』の「著しい増大」の〈原因〉とされるにふさわしい「事情」なのである。

v) こうして、α) 一方で、スミスの言う「腕前」は、正しくは、(再言して)、プラトーンの場合に〈帰結〉する・〈第一〉の《相違》を形づくるものに相当し、換言して、「労働生産物」の『質』の・〈相対的〉な《優良》を産み出す「事情」であるものであり、

β) 他方で、スミスの言う「敏速」は、プラトーンの場合に、〈第二〉の《相違》を形づくるものに属し、すなわち、それゆえ、(「分業」なき場合と)〈等量〉の「労働生産物」の「価格」の「低廉」にとって、その〈原因〉となる「事情」であるものである。

vi) したがって、スミスとしては、α)「手工製造場内分業」(と、ひいては、「社会内分業」と)の「利点」を列挙し、その〈原因〉たる「事情」を吟味するに当って、

β) 一方では、「労働生産物」の『量』の「著しい増大」と共に、その『質』の〈甚だしい向上〉についても、明言すべきであったのであり、

γ) 他方では、「労働生産物」の『量』の「著しい増大」の〈原因〉を、(「職

工」の「腕前」という「事情」と〈不可分離〉ではあるにしても、〈別箇の意味〉をもつ。「職工」の「手が帯びる」・「敏速の度合」なる「事情」の中におも、看取すべきであったのである。

vii) だが、スミスが、このように、 α) (「分業」なき場合と) 〈同一〉の「継続時間」に「支出」される・「労働」の〈量〉を以って生産される「労働生産物」の『質』の〈甚だしい向上〉の〈原因〉たる「事情」としての「腕前」と、

β) 『量』の「著しい増大」の〈原因〉たる「事情」としての「速度」との〈双方〉を、語っており、

γ) とりもなおさず、〈双方〉の「事情」が、「労働生産物」の『質』と『量』とにわたる「労働の生産力の上での進歩」を産み出すものであることを、〈思わずも〉告げているところからすれば、

viii) スミスの言う・「労働の生産力の上での進歩」なる概念は、

α) (スミスの叙述に即して言えば)、「分業」なき場合と、「分業」が行われている場合とを比較して、——両者に〈同一〉の「継続時間」(スミスの言う「一日当たり」)に「支出」される・「労働」の〈量〉が、「職工」・「一人当たり」の・「労働生産物」の『量』の「著しい増大」(「留め針」・「1本」・対・4,800本)を齎す、——という・〈同一量〉の「労働」が、「分業」ゆえに發揮する「力」の《成長・強化》を、表示するものであるけれども、

β) しかし、スミスが〈思わずも〉告げている文言が語っている〈論理〉に即して言えば、「労働の生産力の上での進歩」とは、プラトーンの場合と《等しく》、

γ) 「分業」なき場合(ないし、「自給自足」と〈同一〉の「継続時間」に「支出」される・「労働」の〈量〉の・(「分業」なき場合に比しての)《内包上の増大》(「労働」の《濃密》・《巧妙》、「腕前」と、《外延上の増大》(「労働」の「敏速」)との〈双方〉を、表示するものである、——と言わなければならない。——

3) さて。再び、プラトーンに戻り、 a) 先行・2) に示された事柄のうち、「社会内分業」と「自給自足」との間に、それぞれの成立《根拠》の《背馳》から《論理上、帰結》する・〈第一〉と〈第二〉との《相違》を形づくるもののうち、

ア) 「自給自足」について言われた事柄、すなわち、

i) α) («社会内分業」と)〈同一〉の「継続時間」に「費や」される・「労働」の〈量〉の・(「社会内分業」の場合に比しての)《内包上の減少》と、

β) 《外延上の減少》とは、

ii) α) 上記の・「労働」の〈量〉、とりもなおさず、「労働」の「(継続)時間」が、

β) 《内包》と《外延》とにおいて、上記の《減少》分だけ、「空費」されていることであるのは、既に述べたとおりである。(先行・2), b), カ))

イ) 果たして、プラトーンは、先行・2), c) ア), i) に見たとおり、i) α) 「社会内分業」の成立《根拠》からの〈帰結〉として、前出の・〈第一〉の《相違》を形づくる事柄を語ったのちに、

β) つづいて、(ではあるが、しかし、翻って)、「自給自足」について、

γ) 前述の・(〈同一〉の「労働」の〈量〉の・)《内包》上と、《外延》上とにおける《減少》たる・(「労働」の「継続」時間)の「空費」(下掲中の[1.])と、

δ) そして、その「空費」のもつ〈意味〉(下掲中の[2.])とを、つぎのように示すのである。

[ソークラテース] 「[1.] 申すまでもありませんが、私の思いますに、それゆえ、つぎのこともまた、明らかですな。すなわち、人が、総じて生産作業にさいし、その作業に支出されるべき時間をあたらず空費する場合にはいつも必ず、[2.] [生産作業は]、無に帰する、ということですね。」

[アデイマントオス] 「もとより、明々白々です」¹⁷⁾。——

17) “R.” · II. Stallbaum, II. 370 · b ; Burnet, 370 · b, 7-9

ウ) 上掲にあって、まず。 i) α) 「人が、総じて生産作業にさいし、その作業に支出されるべき時間をあたたら空費する場合にはいつも必ず」——とは、

β) 言うまでもなく、「自給自足」の「場合にはいつも必ず」の意にほかならず、

ii) そして、「自給自足」の「場合にはいつも必ず」の意であるとは、

α) 「自給自足」にあっては、その成立《根拠》のゆえに、すなわち、《必然に》、

β) («社会内分業」の場合と) <同一>の・「労働」の「継続時間」(したがって、<同一>の・「労働」の<量>)が、《内包》上と《外延》上とにあって、《減少》することを、言うものである。

b) だがしかし、「自給自足」の「場合には、いつも必ず」が、上記の意であるにしても、

ア) ならば、「[2.] [生産作業は]、無に帰する」とは、いかなる事柄を、表示しているのであるか。^{17)a)}

i) なるほど、A. スミスもまた、(先に掲げた・)「分業の結果として、同一人数の人間[<同一>「量」の「労働」]が仕上げることのできる製品の量の・…著しい増大」という「利点」について、その<原因>たる「事情」の「第二」のものを、

ii) 「分業」が、「一種類の仕事から別の種類の仕事に移る間に、なんとはなしに空費されてしまう時間を、消去する」(saving the time commonly lost in passing from one sort of work to another), —— ところにおき¹⁸⁾, («第7パラグラフ」)

iii) しかも、「分業の・この利点は、私たちが、初めて目にした時に心に抱

17・ a) cf. 本・『経済と経営』。第26号・第1号。II. - 1. 3), 107-115 ページ

18) “WoN.” p. 18

きがちな・大きさを、はるかに超えるもの (much greater) である」¹⁹⁾、——と述べているが、(同パラグラフ)

iv) スミスの挙示する・この「第二」の「事情」は、プラトーンの言う・「生産作業に支出されるべき時間」の「空費」が〈意味〉するところと、したがって、その「空費」の《消去》が〈意味〉するところとは、下記のとおり、《全く異なる》のである。

イ) なぜなら。 i) スミスが、上掲の・「第二」の「事情」に基づく「利点」に、「私たち」の予想を「はるかに超える」「大きさ」を見込んだ時の〈関心〉は、

ii) (例えば、農村手工製造業にあって)、「分業」なき場合、《場所上》は、「二つの種類の手仕事」が「同一の仕事場で行われ」て「さえも」、なお、《心理上》の諸障碍に禍いされて、「莫大な (very considerable)」²⁰⁾「時間の空費 (the loss of time)」が生じ、

iii) 「それゆえ、農村職工の・腕前の面での欠陥を別にしても、この原因 [／莫大な・時間の空費] だけですら、当の職工が仕上げることのできる・製品の量を (the quantity of work), いつも必ず、おそろしく減少させずにはおかない」²¹⁾、と語られる・「労働生産物」の『量』にたいする〈関心〉にほかならないのである。

iv) すなわち、α) スミスの場合に、前記の・「第二」の「事情」(・「空費」される「時間」の「消去」) による「分業」の「利点」とされるものは、

β) プラトーンについて言えば、「自給自足」(「分業」なき場合) と〈同一〉の・「労働」の〈量〉(／「時間」) の・《外延上の増大》に、相当するのみであり、

v) また、他方、α) スミスにあって、「分業」なき場合の・「製品 [／労

19) “WoN.” p. 18

20) “WoN.” pp. 18–19

21) “WoN.” l. c.

働生産物]の量」の「おそろしい」「減少」と言われるものは、もとより、

β) プラトーンの場合、(「社会内分業」の場合と)〈同一〉の・「労働」の〈量〉の《外延上の減少》が齎す・「労働生産物」の『量』の《少》に、当たるにすぎないのである。

ウ) しかるに、プラトーンにおいては、i) α) 「自給自足」にとり《必然》である・「生産作業に支出されるべき時間」の「空費」とは、

β) (再言して)、(「社会内分業」の場合と)〈同一〉の「継続時間」に「費や」される・「労働」の〈量〉の《外延上の減少》を、意味するのみでは、なく、

γ) また、《内包上の減少》をも、意味するものであり、

ii) したがって、「自給自足」における・α) 上記の・「労働」の〈量〉による「労働生産物」の『量』の面での《少》を、意味するにとどまらず、

β) 「労働生産物」の『質』の上での《粗悪》をも、意味し、

iii) しかも、α) かかる・〈両様〉の意味をもつ・「時間」の「空費」が、「生産作業」を「無に帰」さしめる、とされていることは、

β) 「生産作業」が、「人間」の「生存」を《左右》するもの、と前提されている以上、

γ) 「時間」の「空費」は、「人間」の「生存」を、「無に帰」さしめるものである、ということにほかならない。

iv) ところで、プラトーンの場合、他面で、α) かかるものとしての・「時間」の「空費」を《必然》ならしめる「自給自足」に《対置》されている「社会内分業」は、

β) 上記の意味をもつ・「時間」の「空費」を、《消去》するがゆえの「労働の生産力の上での進歩」により、

γ) (本稿・本・3)、後出・g) のとおり、「人間」の「生存」を「確保」する《機能》を〈果たす〉、とされているのである。

エ) それゆえ、i) プラトーンが、——上記の・「時間」の「空費」

は、「生産作業を、無に帰」さしめる、——という文言に託した〈意図〉は、

α) スミスが、「時間」の「空費」を、もっぱら、「労働生産物」の『量』の「おそろしい」「減少」の「原因」として把えるにとどまったのと《全く異なり》、

β) (対話篇・『国政』が追求する・「正義」の概念にかかわる・)「市民」における・「欲望の適正」を前提とした(・なによりも《経済社会》たる)「国家」内の・「生産」の《限度》(換言して、「市民」の「生存」を「確保」するに〈必要にして・充分〉な「生産」)にとって、

γ) 上記の・「時間」の「空費」と、また、「時間」の「空費」の《消去》とが、

δ) とりもなおさず、「自給自足」と「社会内分業」との・それぞれが、

ε) 自らを、〈いかなる意味〉をもつものとして、示すかを、——《問う》ところにある、と解すべきである。

c) そして、かく解する理由は、以下に見るところに、ある。

ア) まず。 i) 「社会内分業」の場合と、「自給自足」の場合とを通じ、「人間」・〈一人〉が〈一日〉につき「必要」とする・「食糧」の〈量〉を、a, 「家屋」の〈量〉を、b, 「衣服」の〈量〉を、c, 「履物」の〈量〉を、d, とし、

ii) かかる「必要(物)」(「労働生産物」)を「確保」・「生産」するために、この各々に、等しく〈一日〉につき2「時間」ずつの「継続時間、すなわち、労働[の量]」が、「支出」されるもの、——とする。

イ) そこで、プラトーンの言うところにしたがえば、

i) α) 「社会内分業」とは、「農耕夫」が、〈一日〉につき8「時間」の・「労働」の〈量〉を「支出」して、 $4 \cdot a$ 〈量〉の「食糧」を、(自分を含めて、四人の者のために)「確保」・「生産」することであり、

β) また、「家屋建築職人」、「織布職人」、「履物製作職人」も、それぞれ、これと《同じ》であることであって、

γ) こうして、四人の「人間」の「生存」にとり「最低限必要不可欠」な「労働生産物」は、「確保」され、「相互に交換」されて、各人の「必要」は「充足」されるのである。

ii) しかるに、α) 「自給自足」の場合には、同じくプラトーンの言によれば、「人間」・「一人ずつ」が、〈一日〉につき、2「時間」を、「食糧」の「生産」に、また、つぎの2「時間」を、「家屋」の「建築」に、等々と、〈同一〉の8「時間」を「費やす」にしても、

β) 当該の「人間」の「自然本性」は、「食糧」の「生産作業」の〈自然本性〉には、《適合》の〈秩序〉にあるとはいえ、

γ) しかし、そのことは、同時に、他の・〈三種類〉の「生産作業」には、《不適合》の〈反秩序〉にあることである。

iii) してみれば、これら・他の〈三種類〉の「生産作業」の・各々にも、「社会内分業」の場合に、8「時間」行われる「生産作業」の・各 $\frac{1}{4}$ に「支出」されるのと)〈同一〉の(・2「時間」ずつの)・「労働」の「量」が、「費や」されるとはいえ、

iv) その・2「時間」ずつの「労働」の「量」は、「社会内分業」の場合の・2「時間」ずつの・「労働」の「量」に比して)

α) 一つには、《内包上の減少》を蒙っているものであり、

β) 二つには、《外延上の減少》を免れてはいないものである。

v) α) 上記・iii), α) の・(《内包上の減少》を蒙っている・) 2「時間」の「量」の「労働」とは、「社会内分業」の場合の・2「時間」の「量」の「労働」に比べて、《拙劣》な「労働」であり、それゆえ、こうした「労働」による「生産物」の『質』を、《粗悪》ならしめずにはおかない「労働」であるし、

β) また、上記・iii), β) の・2「時間」の「量」の「労働」とは、〈遅々〉たる「労働」であり、したがって、かかる「労働」を以ってする「労働生産物」の『量』を、《少》ならしめずにはいない「労働」である。

γ) しかも、2「時間」×〈三種類〉=6「時間」の・「労働」の「量」の《内包上の減少》と、《外延上の減少》とは、——それが、「自給自足」の成立《根拠》そのものに発し、すなわち、「生産作業」の・《多種類》への《分散》に基づくものあってみれば、——《適合》の〈秩序〉にある・〈一種類〉の（例えば、「食糧」の）「生産作業」へも、波及せざるを得ないものであり、

δ) それゆえ、「労働生産物」の『質』の《粗悪》と、『量』の《少》とが、〈四種類〉・すべての「生産作業」を蔽うことは、避けられないのである。——

ウ) つぎに。 i) (既に知られているとおり)、プラトーンは、「私たち・人間」の「存在、すなわち、生存」にとって、「第一に位する・最大の必要(物)」・〈四種類〉の「確保」のために「最低限必要不可欠な国家」を（それゆえ、「農耕夫」、「家屋建築職人」、「織布職人」、および、「履物製作職人」という・「四人」の「市民」による「社会内分業」「国家」として）「造出」するところから、出発するのであったが、

ii) (いったん、「社会内分業」の・〈三つ〉の《利点》を総括した²²⁾あと、引きつづいて)、

α) 上記の・〈四種類〉の「必要物」の「確保」、換言して、「最低限必要不可欠な国家」の〈目的〉たる・「生産」の《限度》は、これを《動かさぬまま》、

β) 下記の諸〈部門〉・諸面で「社会内分業」が《拡大》し、したがって、これに「従事」する〈生産者〉・「市民」の人口が《増大》していく経緯、——否、《拡大》・《増大》が《必然》である経緯——を、示すのである。(詳述は、本稿・本・II. - 2. 後出・6))

iii) すなわち、それは。 α) 〈一つには〉。上記の・「四人」が行う「生産作業」の各々にとって「必要不可欠」な・「良質」の・「おびただしい数にのぼる」「労働用具」(ὄργανον [オルガノオン]。「役畜」を含む)の生産と、および、「生産作業」の「原料」の生産(「飼育」を含む)とに従事する・「お

22) cf. 本・II. - 2. 後出・4), a), ア)

びただしい数にのぼる」「製造職人」の諸〈部門〉にわたる・「社会内分業」の《拡大》と人口の《増大》とであり²³⁾,

β) 〈二つには〉。(論述の順序の上では、最終に示されるが)、こうした「製造職人」たちに、「労働するには十分な・体力の強さの行使」(〈労働力〉)を、「しかるべき値段で売却し」、「そうした・売却の報酬を、賃銀 (*μισθός* [ミイストホオス]) として請求するところから」、「被雇用賃銀労働者 (*μισθωτοί* [ミイストホオートオイ]) と呼ばれ」、しかし、ソークラテエースらが「造出」している「国家」の「正規の構成員」(*πλήρωμα* [プレューローマア]) たる「市民」をなす人々の《増大》²⁴⁾,

γ) 〈三つには〉。かかる・《拡大》・《増大》をみた「国家」を、「市民」の上記の・生産上の「必要」を「充足」せしめる上で、「輸入物質」(*ἐπιεισαγωγίμα* [エペエイサアゴォーギイマア]) に依存せずに済むほどに)「豊かな地域」に建設することは、「まず、不可能」である、という制約から、必要物質を「他の国家」から「輸入」し、同時に、見返りに、当該の「他の国家」の「市民」が「必要」とする・自「国家」の「国内製品」を「輸出」することが、〈不可欠〉となるが、かかる・「仲介」の業務に携わる「輸出入商人」(*ἐμποροί* [エムポロオイ])、および、「操船の業務に通曉した者」、さらに、「輸出品」の「生産」にかかわる「製造職人」、「被雇用賃銀労働者」の諸面での《拡大》と《増大》²⁵⁾,

δ) そして、〈四つには〉。こうした・「おびただしい数にのぼる」〈生産者〉・「市民」の間に立って、各自の「労働生産物」の「交換」を円滑・無礙ならしめるために、「信用証書」(*σύμβολαιον* [シユムボォラァイオン]) たる「通貨」(*νόμισμα* [ノォミイスマア]) と「市場」(*ἀγορά* [アゴォラァー]) とに

23) “R.”・II. Stallbaum, II. 370・c-e ; Burnet, 370・c, 7-e, 4

24) “R.”・II. Stallbaum, II. 371・e ; Burnet, 371・e, 1-8

25) “R.”・II. Stallbaum, II. 370・e-371・b ; Burnet, 370・e, 5-371・b, 3

かかわる「小売商人」(καπηλῶνι [カアペエーロイ]) の面での《拡大》と《増大》²⁶⁾と、である、——

iv) そして、プラトーンは、こうした諸面での・「社会内分業」の《拡大》と、〈生産者〉・「市民」の人口《増大》とを語り終えたソークラテースに、

「アデイマントオス君、私たちの国家は、これでもう、欠けることなく完結した国家 (τελέα [πόλις] [テレエア [・ポオリイス]]) と言えるまでに成長をとげた (ἡύξηται [エーウクセエータイ]) のではありませんかな」と述べさせ、

アデイマントオスに、「多分、そう申してよろしい、と思います」旨、応じさせるのである²⁷⁾。

v) ソークラテースは、かく応じたアデイマントオスに向かい、「国家」の「造出」・「建設」の・最初の〈機縁〉、——すなわち、「国家」の内部における・「正義」と「不正義」との〈生成の経緯〉の解明——に立ち戻って、

α) 「いったい、こうした・欠けることなく完結した国家の中の・どここのところに、正義と不正義との・存在する余地があるというのでしょうか。と同時に、正義と不正義とが生まれたとしますれば、それは、これまでに私たちが調べてきました諸点のうちの・どれによってなのでしょうね、——と問いかけ、

β) これにたいし、アデイマントオスは、

「私といたしましては、ソークラテースさん、正義と不正義とは、さきほど挙げられました・国家を形づくる者たちがお互いに突きつけ合う・なにか・已むに已まれぬ必要にかかわりがある (ἐν αὐτῶν τούτων χρειᾶ

26) “R.”・II. Stallbaum, II. 371・b-d ; Burnet, 371・b, 4-d, 8

27) “R.”・II. Stallbaum, II. 371・e ; Burnet, 371・e, 9-11

τινὶ τῆ̇ πρὸς ἀλλήλους [エン・アウトオーオン・トウトオーン・クフレエ
イアー・ティニイ・テューエ・プロオス・アッルレェールウス]) もの、と思
いますが、もし、そうではないとしますと、私にはわかりかねますね、——
と答え、

γ) ソークラァテュースは、これにたいし、

「多分、と私は申しました、あなたがおっしゃろうとしておられるところ
は、正しい、と思いますね。ならば、少なくとも、そうであるのか、どうか
を、調べてみなくてはなりませんし、しりごみをするのはいけませんな」²⁸⁾、
——と応ずるのであるが、

vi) しかし、α) この時、プラァトオーンがソークラァテュースの心に
抱かしめるのは、

β) ——自分たちが「造出」し・「完結」させた「国家」の中には、「市民」
たちが、「已むに已まれぬ必要」を「お互いに突きつけ合う」という事態、し
たがって、「不正義」が、〈生じ得る〉・いかなる《契機》も、〈存在しない〉、
とする《確信》であった、——と解さなくてはならない。

エ) かく解する理由は、

i) 一つには、プラァトオーンが、α) あの「欠けることなく完結した国
家」といえども、その「市民」は、「欲望の適正」を守り、それゆえ、「国
家」内の「生産」もまた、「人間」の「生存」の「確保」という・「最低限必
要不可欠」の《限度》を超えることの〈ない〉・「簡素な国家」であって、断
じて、(しからざる)「欲望にふける国家」、ないしは、「熱っぽく腫れ上った
・病める国家」²⁹⁾では、ない、——としているところにあり、

ii) また、二つには、プラァトオーンが、α) こうした「簡素」の中に、

28) 以上, “R.”・II. Stallbaum, II. 371・e-372・a ; Burnet, 371・e, 13-371・a, 4

29) cf. 本・『経済と経営』。第26卷・第1号。II. - 1. 9), a), ア), 153-154 ペイ

換言して、「市民」の「欲望の適正」と、「人間」の「生存」の「確保」という《限度》にたいし、「国家」における「生産」が《必要にして・充分》であることとの中に、「国家」の「健康」が存することを示すために、

β) ——「完結した国家」においてさへ、「労働生産物」の「質」と「量」とが上記の《限度》を超えることは、《生じ得ない》のであり、

γ) 同時に、「市民」の抱く「欲望」は、かかる《限度》の「労働生産物」の「質」と「量」とによって「充足」を得るほどに、「適正」である、——ということを、(下記のように)ソークラテースに語らしめているところにある。

iii) すなわち、プラトーンは、ソークラテースをして、(下掲・d) のように)、

α) あの「欠けることなく完結した国家」において「必要物を確保している市民たち」が、「どのような仕方で、日々の生活を送ることができるものなのであろうか (τίνα τρόπον διαιτήσονται [ティナア・トロポオン・ディアイテューソонтаイ])」、——を描き出さしめるのであるが、

β) この文言中に用いられている・すべての「動詞」の「直接法」・「未来」形、——順次に記せば。まず、上掲の・‘διαιτήσονται’ ([ディアイテューソонтаイ]。「中動相」・「未来」・「三人称」・「複数」形。語意は、「日々の生活を送ることができる」。(「能動相」・「現在」・「不定法」形は、‘διαιτᾶν’ ([ディアイターアン]。語意は、「(ある仕方で)食事を摂らせる」,「審判者である」。「受動相」・「現在」・「不定法」形・‘διαιτᾶσθαι’ ([ディアイターアストハイ]。「中動相」の場合も、同形。両相の語意は、「日々を送る」,「生活する」))。以下、後出の‘ἐργάσονται’ ([エルガオонтаイ]。「デーポネンツィア・動詞」・「未来」・「三人称」・「複数」形。「仕事をするることができる」。(「現在」・「不定法」形・‘ἐργάζεσθαι’ ([エルガゼエストハイ]。「働く」,「労働する」,「作る」,「する」,「なしとげる」;稀に、「受動」の意・「つくられる」,「築かれる」)), ‘θρέψονται’ ([トフレプソонтаイ]。「中動相」・「未来」・

「三人称」・「複数」形。「日々の糧^(かて)とすることができる」。(「能動相」・「現在」・「不定法」形・‘*τρέφειν*’([トレ^εプ^φエイン]。語意は、「(液体を)濃くする」,「餌を与える」,「肥らせる」,「育む」,「成長させる」。「中動相」・「現在」・「不定法」形・‘*τρέφεσθαι*’([トレ^εプ^φエスト^ハアイ]。「(自分のために)育てる」,「わが身を養う」,「日々の糧^(かて)とする」。「受動相」・「現在」・「不定法」形も、同じ。語意は、「育てられる」,「成長する」)), ‘*ἐὺωχῆσονται*’[エウ^ウオー^クヘ^エソ^ンタ^イ]。「中動相」・「未来」・「三人称」・「複数」形。「豪華な料理を楽しむことができる」。(「能動相」・「現在」・「不定法」形・‘*ἐὺωχεῖν*’([エウ^ウオー^クヘ^エイン]。「馳走し・もてなす」.;「中動相」・「現在」・「受動相」(‘*ἐὺωχέσθαι*’([エウ^ウオー^クヘ^エスト^ハアイ]。語意は、「食事を楽しむ」;「満腹する」)——は、いずれも、(見るとおり),『できる』の意を表示する「未来」形であって、

γ) その・『できる』は、

(再言すれば), 一つには,「労働生産物」の「質」と「量」とが,各「市民」の「生存」を「確保」するのに《必要にして・充分》の《限度》で「生産」されることを,

二つには,「市民」の「欲望」が,この《限度》にたいして「適正」を持っていることを,——表出するものである。

d) さて,プラト^ンは,ア)「市民」が「日々の生活を送ることができる」「仕方」を,ソ^クラ^テエ^スに描き出さしめるに当たって,

i) <第一に>。α) ——これらの「市民」は,「食糧,穀物酒,それに,衣服,および,履物のほかに,なにか生産するものがあるというのですかな,——とする自問によって,

β)「欠けることなく完結した国家」にあってもなお,「生産」の《限度》は,「国家」の「造出」の出発時と《不変》に,「人間」の「生存」の「確保」という「最低限必要不可欠」の基準に《留まっている》ことを,<再示>し,

γ) かく<再示>することによって,——なるほど,「労働生産物」の<総

量》は、人口《増大》に見合っ《増大》するにしても——、しかし、その《総量》が各「市民」に「配分」されて、「欲求」の「充足」に当てられる時の・「労働生産物」の「質」と「量」とが、「個人」の「最低限必要不可欠」という《限度》を超えることは、《生じない》のであり、すなわち、この《限度》にたいし《必要・かつ充分》である、ということを示唆しているのである。

ii) 果たして、〈第二に〉。α) ソークラテースが、「家屋の建築にあたっては、夏は、^(はだか)裸^(はだし)、裸足で仕事をするのができますし、冬場は、十分に (i-κανῶς [ヒイカアノオーオス]) 着込みもし、足揃えも充分にして、仕事をするのができるのです」、——と述べていることの意味は、

β) 一つには、(暑熱期の・しかも、戸外「労働」を例に)、——総じて、「生存の「確保」にとり「必要」を超える「衣服」・「履物」は、これを「欲求」せず、身につけずに済ますことが《できる》、——という・「市民」が守る「欲望の適正」を告げるところに、あり、

γ) また、二つには、(寒冷期の屋外生活を例に)「生存」に「必要不可欠」な「衣服」・「履物」は、「市民」が「十分に」入手することの《できる》「量」において、「生産」されている、ということを示すところに、ある。

iii) さらに、〈第三に〉。「食糧」にたいする「必要」の「充足」にかんして、ソークラテースは、

α) 「大麦から^(ひ)碾き割りを作り、小麦から小麦粉を作って、捏ね、火で焼いたり、あるいは、ふかして、味付けなしの大麦餅とパンとにし、これを日々^(かて)の糧とすることができますな」、——と言い、

β) つづいては、これらの食事を供するのに、

「例えば、葦の葉、あるいは、清潔な・木の葉に盛り」、——と述べ、

γ) また、食事を撮るさいに、

「いちいとしんばいかとを敷いた・藁の寝台に凭たれ」、——と語っているのも、すべて、

δ) さきに見たところと等しく、「市民」が、一つに、「生存」の「確保」という・「労働生産物」の「質」と「量」とにおける《限度》と、二つに、その《限度》に階和する・「市民」の「欲望の適正」とによって、まことに「簡素」ではあるにせよ、しかし、「日々の生活を送ることができる」・その・「生活」の「仕方」を告げようとするものであり、

iv) しかも、α) ソークラテエースが、

「大人も子どもも、豪華な料理を楽しむことができます」、——と語っているのは、

β) かかる「簡素」の中にこそ、〈真実〉の「楽しみ」・〈悦び〉が存することを、示そうとするものに、ほかならない。

イ) 加えて、さらに、i) 「市民」たちは、「頭に冠を戴き、神々を讃美する歌を唱え」、「悦びの手をさし伸べ合って、互いに友誼を通じ」、「貧困ないし戦争をおそれるところから、財産以上には、子どもをつくらぬのです」³⁰⁾、——と言われるのは、

ii) (先にふれたとおり)、これまでに描かれた「仕方」によって「日々の生活」を「送ることのできる」「市民」の間には、「不正義」を生ぜしめるものとしての・「お互いに突きつけ合う・なにらかの・已むに已まれぬ必要」なるものは、存在する余地を《もち得ない》、——ということを告げようとする言である、と解すべきである。

e) さて、そこで。ア) このように、i) 《拡大》した「社会内分業」によって形づくられる「欠けることなく完結した国家」にあってすら、「生産」される「労働生産物」の「質」と「量」とは、

ii) 各「市民」個々人の「生存」の「確保」という《限度》を超えるものでは、《ない》、——ということにたいして、

iii) 「自給自足」という生産方法が、自らを、いったい、いかなるもので

30) 以上, "R." · II. Stallbaum, II. 372 · a-c ; Burnet, 372 · a, 5-372 · c, 1

ある、と物語るか、を問うならば。

イ) 「自給自足」にあつては、 i) α) 「生産作業に支出されるべき時間」の「空費」が、(本・3), 前出・c), イ) のとおり), その成立《根拠》に基づくゆえに、《必然》である以上、

β) <生産者>・「四人」を以てする・四《種類》の部門から成る「社会内分業」の場合に比してさへ、既に、

γ) («社会内分業」による場合と) <同一> の・「労働」の <量> によって産出される (・<四種類>) の「労働生産物」の『質』は《粗悪》であり、『量』は《少》であることもまた、《必然》であつてみれば、

ii) まして、「社会内分業」が、「欠けることなく完結した国家」を形づくるまでに、「おびただしい」(/ 《多種類》の) 部門に《拡大》してしまつたからには、

α) かかる「社会内分業」の全部門に従事する<生産者>の全体によって「生産作業に支出される」総「時間」と <同一> の「時間」が、「自給自足」に携わる <生産者>「一人ずつ」の・すべてによって、「生産作業」に「費や」されても、

β) しかし、「自給自足」の <生産者>・「一人ずつ」が遂行すべき「生産作業」の《種類》が、「社会内分業」の諸部門と <同数> の《多種類》にのぼっているのであるから、

γ) 「自給自足」によつては、これまた《必然に》、上記・α) の総「時間」と <同一> の「時間」のうちから、「莫大」な「時間」が、「空費」されるのであり、

iii) そして、 α) この・「時間」の・「莫大」な「空費」が <意味> してるのは、

β) 「社会内分業」による場合に「支出」される・総体の「時間」と <同一> の「時間」(ないし、 <同一> の・「労働」の <量> の・)《内包上の減少》が、「莫大」であり、《外延上の減少》もまた、「莫大」である、——ということに、

ほかならない。

iv) それゆえ、上記・iii), β) から〈帰結〉するのは、

α) 「欠けることなく完結した国家」における「生産」に「支出」されるのと〈同一〉の・「労働」の〈総量〉を以ってしても、

β) 「自給自足」の〈生産者〉「一人ずつ」の全員にわたり、「労働生産物」の『質』の（・「社会内分業」による場合に比べての）《粗悪》は、《甚だしい》ことを免れず、また、「労働生産物」の『量』の《少》も、《甚だしい》ものたらざるを得ない、——すなわち、「生産作業」は「無に帰」する、——ということである。

ウ) しかるに、他方、i) 「社会内分業」が「欠けることなく完結した国家」にあっては、（既に見たとおり）、「労働生産物」の「質」と「量」とは、各「市民」の「生存」を「確保」する、という《限度》に〈留まる〉ものであるから、

ii) したがって、 α) この《限度》に照らす時、「自給自足」は、自らが、 β) （総じて「国家」の〈目的〉である・）「人間」の「生存」の「確保」を、《不可能》ならしめるまでに、

γ) 「生産作業」を「無に帰」さしめるものである、——ということを示す、表明するのである。

エ) そして、i) 「自給自足」が、自らは、かかるものであると告げるところ、

ii) プラトーンが、 α) 「人が総じて生産作業にさいし、その作業に支出されるべき時間をあたらず空費する場合には、いつも必ず」、

β) すなわち、「自給自足」による「場合には、いつも必ず」、

γ) 「[生産作業は、] 無に帰する」、ということは、「明らかである」、——と〈断言〉したことの《意味》であり、

iii) それゆえ、プラトーンとスミスとの間にある《相違》、——（「自給自足」、ないし、「分業」の欠如にあって《必然》である）「時間の空費」と、

(「分業」にあって《必然》である・)「時間」の「空費」の《消去》との・それぞれがもつ〈意味の把握〉の上での《相違》——は、このところから理解されるのである。

オ) そして、加えれば。 i) プラトーンが、「国家」の「造出」にソークラテースを着手させるに当り、「国家」の〈本質〉を語るために、まず、「私たち・人間ひとりひとは、自給自足することができる者ではなくて、——と〈断定〉せしめた《根拠》は、

ii) 以上に分析されたところから、知られ得るのである。

f) こうして、ア) 「自給自足」は、自らが、

i) その成立《根拠》によって、すなわち、《必然に》、

ii) 「人間」(「自給自足」を望む〈生産者〉)の「生存」を「確保」《し得ない》、という意味で、

iii) 「生産作業」を、「無に帰」さしめるものであることを、示した。

イ) しかるに。プラトーンにあっては、 i) 「生産作業」とは、(想起すれば)、

α) 「社会内分業」を内実とする「国家」にかんする論議の出発点にあって、「私たち・人間」の「生存」にとり「第一に位する・最大の必要」である「物」の「確保」を、

β) とりもなおさず、「人間」の「生存」の「確保」を、

γ) 〈任務〉として自らに課したものであった。

ii) とすれば、α) ——「生産作業」が、「無に帰」さしめられる——という事態は、

β) 「生産作業」が、自らの〈任務〉の遂行を〈阻止〉されることであり、

γ) 「生産作業」が、自らにたいする《矛盾》に陥れられる以外の・なにもないので、ない。

iii) しかし、α) かかる事態を生起せしめるもの、

β) すなわち、「生産作業」を、上記の《矛盾》に陥れるものが、

γ) 「自給自足」であり、すなわち、「生産作業に支出されるべき時間」を「あたら空費」することであるのは、もはや、「明らか」であり、

iv) それゆえ、「生産作業」としては、

α) 自らを、《矛盾》に陥れる「自給自足」(／「時間」の「空費」／「生産作業」の・《多種類》への《分散》)を、

β) <許すことが、できない>、——としなくてはならない。

v) 果たして、プラトーンは、この間の消息を、(前掲につづき)、つぎのように、ソークラテースに述べさせている。

[ソークラテース] 「としますと、私の思いますに、いったん着手された生産作業は、着手した人がその生産作業の手を休めるのに我慢ならぬ、というわけですか³¹⁾。——

ウ) このようにして、 i) α) 「生産作業」をして、その<任務>を成就せしめ、

β) すなわち、「人間」に自らの「生存」を「確保」せしめる《方法》は、

γ) ただ一つ、「社会内分業」のそれのみであり、

δ) 換言すれば、「自給自足」、即、「生産作業」の・《多種類》への《分散》を、<拒否>し、

ε) 「社会内分業」、とりもなおさず、<生産者>が《ただ一種類》の「生産作業」に《集中》する道をとることを措いて、<他には存在しない>のである。

ii) 再び、果たして、プラトーンは、(前掲につづいて)、こう<断定>するのである。

[ソークラテース] 「そうですとも。いったん生産作業に着手した人は、必ず(ἀνάγκη [アナアンケエー])、並行した生産作業には手を出さず

31) “R.”・II. Stallbaum, II. 370・b ; Burnet, 370・b, 10-11 なお, cf. 本稿・前出・II. - 1. 3)。b)。本・『経済と経営』。第26卷・第1号。II. - 1. 3)。108-111 ページ

に、着手した生産作業に専念するほかはないのですよ」。

[アデイマントオス] 「必ず (*Ἀνάγκη*) そうするほかはありませんとも」³²⁾。——

g) プラトーンが、上掲で、ア) i) 「社会内分業」の生産方法を〈採用〉することの《必然》を告げるために、*ἄνάγκη* なる語を〈二度〉用いているのは、

ii) その《必然》が、根源にあっては、「人間」の「生存」の「確保」の《当為》に発するものであることを、示している、——と考へなくてはならない。

イ) そして、それゆえ。i) 対話のここに至る全経緯を分析して初めて、

ii) 〈なにゆえに〉、プラトーンが、対話の最初に、「社会内分業」と「自給自足」とを対置させながら、——前者の「やり方」を「とらなくてはいけない (*δεῖ* [デューエイ]) のでしょうか」、「それとも」、後者の「やり方をとらなくてはいけないのでしょうか」、とする問いをソークラテースに発せしめたのか、——その意味を悟ることができる。

iii) すなわち、プラトーンは、α) 「人間」の「生存」を「確保」し得る「やり方」であるがゆえに、前者の「やり方」・「社会内分業」の方法を「とらなくてはいけない」(*δεῖ*) と、〈採用〉の《当為》を示し、

β) 後者の「やり方」・「自給自足」は、それが「人間」の「生存」を「確保」することを《不可能》ならしめるに基づいて、〈とってはいけない〉・と〈回避〉の《当為》の意をこめて、

γ) 《二者択一》の問いを立てているのである。

δ) この《二者択一》の問いにあたり、(*ἄνάγκη*) (「必然」) の語と〈並んで〉《当為》を表示する・*δεῖ* の語が用いられているのは、上記の理由に基づくのである。

32) “R.”・II. Stallbaum, II. 370・b-c ; Burnet, 370・b, 11-c, 2 cf. 本・『経済と経営』。第26巻・第1号。1995年・6月。II. - 1. 1), b), 100-104 ページ

4) 先行・3) のとおり, a) 「社会内分業」の生産方法の〈採用〉が, 「人間」の「生存」の「確保」に照らして, 《必然》であることを論述したプラトーンは,

ア) つづいて, あらためて, (これも, 3) に記した・) その《必然》の〈根拠〉—— スミスに言わしめれば, 「社会内分業」の「利点」—— を, ソークラテースに, つぎのように総括させている。

[ソークラテース] 「さて, そこで, これまでの経緯から, もはや, まぎれもないところですが, ひとり人間が, 自然にしたがって, すなわち, ただ一種類の生産作業を, その作業に支出されるべき時間を空費せずに, ほかの生産作業の手は休めて, 遂行しつづけていく限りで必ず, それぞれの労働生産物は, より多量に, また, より良質に, そして, より低廉に, 生産されるというものですな」。

[アデイマントス] 「まったく, おっしゃるとおりです」³³⁾。——

i) 上掲にあって, まず, 「自然にしたがって」(*κατὰ φύσιν*)なる文言は,

ii) (既に述べたとおり)³⁴⁾, 「生産作業に従事している者」の「自然本性」と, (「従事」される・《ただ一種類》の)「生産作業」の〈自然本性〉との《適合》の〈秩序〉に〈したがう〉・《当為》の〈秩序〉に再び「したがって」〈成立〉する・《現実》の〈秩序〉が, ほかでもなく, 「社会内分業」であることを, 表示するものであり,

イ) そして, かかる・「自然にしたがって」なる概念が, ヒッポクラテースにおける「自然本性」概念を契機として形づくられた, と考えられることは, 既に述べた。

b) つぎに。ア) i) 「より多量に」(*πλείω*), 「より良質に」(*κάλλιον*), 「より低廉に」(*ῥαῦτον*)と, 「副詞」・「比較級」形を以って言表されている事柄

33) “R.”・II. Stallbaum, II. 370・c ; Burnet, 370・c, 3-6

34) cf. 本・『経済と経営』。第26巻・第1号。1995年・6月。前出・脚注・4) と同一箇所

は、すべて、

ii) 言うまでもなく、——「自給自足」による場合と〈同一〉の「継続時間」に「支出」される・「労働」の〈量〉を以ってして、——意であり、

iii) すなわち、「自給自足」による場合と〈比較して〉、——ということに、ほかならない。

i) それゆえ、i) 「より…に」という言表は、——「社会内分業」が、スミスの言う・「労働の生産力の上で進歩」を、「労働生産物」の『質』と、『量』と、したがって『価格』との面において、産み出す、——ということを示しているものである。

ii) もとより、スミスの言う・「労働の生産力の上での進歩」とは、(本稿・前出・2), d), ウ), viii) に述べたとおり、

α) 「社会内分業」の場合に、「自給自足」におけると〈同一〉の「継続時間」に「支出」される・「労働」の〈量〉が、

β) 「自給自足」の場合に比しての《外延上の増大》のみならず、《内包上の増大》をも、得る、——ということである。

ウ) しかしながら、「進歩」とはいえ、i) α) プラトーンの場合、「社会内分業」が有する・〈三つ〉の「利点」は、

β) (前出・3) のように、「社会内分業」が、かかる「労働の生産力の上での進歩」を以ってしてようやく、「市民」・「各個人」の「生存」の「確保」という《限度》に達し得る、——というものであり、

ii) したがって、上記の「利点」も、「自給自足」がこの《限度》に〈達し得ない〉ことと、「社会内分業」が〈達し得る〉こととの間の《相違》にほかならない。

エ) なるほど、スミスもまた、i) 「分業」の「利点」を示すのに、叙述の上では、「自給自足」に相当する)・「分業」〈なき〉状態との《比較》という手法をとってはいるものの、

ii) しかし、α) スミスの場合の「利点」ないし「労働の生産力の上での

進歩」は、——プラトーンの場合の・それが、上記の《限度》に伴われている、という性格を有するのにたいし——、かかる《限度》には〈無関係〉であることを、自らの性格とするものであって、

β) すなわち、「分業」なき「生産」という・《先行》するものと〈同一〉の「継続時間」に「支出」される・「労働」の〈量〉が、「分業」による「生産」なる・《後続》するものにおいて、「労働生産物」の「量」の・「著しい増大」を、齎し、

γ) また、〈より「育成」されざる〉「分業」による「生産」という・《先行》するものと〈同一〉の「継続時間」に「支出」される・「労働」の〈量〉が、〈より「育成」された〉「分業」による「生産」なる・《後続》するものにおいて、「労働生産物」の「量」の「著しい増大」を、産出する、——という・《無際限に進行》する性格の「労働の生産力の上での進歩」であるところに、

iii) K^1 , K^2 が、スミスを念頭において、——「手工製造業が求め・これに見合った分業」は、「社会全体にわたる生産過程の・特種に資本制なる態様として、…ただ、相対超過価値を産出する・特殊な方法であるにすぎず、…」、——と規定する〈根拠〉があり、

iv) ないしは、α) プラトーンとスミスとが、〈等しく〉、——「社会内分業」が、「労働生産物」の『量』の面において「労働の生産力の上での進歩」を生ぜしめる、——と明示しているにも拘らず、

β) プラトーンが語る「社会内分業」は、スミスの言う・それと〈異なり〉、決して、「社会全体にわたる生産過程の・特種に資本制なる態様」には《なり得ない》理由がある、としなければならない³⁵⁾。

v) そして、「労働の生産力の上での進歩」の概念が、α) プラトーンにあっては、「人間」の「生存」の「確保」という《限度》を有する性格であ

35) cf. 本稿・前出・I. 2), b)。本・『経済と経営』。第26巻・第1号。1995年6月。

り、

β) スミスにあっては、かかる《限度》には《無関係》に、《無際限に進行》する、という性格である・その・性格の《相違》は、

γ) 本稿・II. - 2. 前出・1), d) に述べた・プラトーンの《合理論》の立場と、スミスの《歴史主義》と〈統合〉された《合理論》の立場との《対比》に、対応しているもの、としなければならない。

c) さて。プラトーンにとって、「社会内分業」は、——前掲の・〈三つ〉の「利点」に加えて、——さらに〈いま一つ〉の・「国政」の〈根幹〉をなす「利点」を有するものであって、その「利点」は、以下に見るところにある。

すなわち、

ア) (想起すれば)。プラトーンの文言による時、 i) 「社会内分業」にあっては、

α) 「[1.] [四人の] 人間の・それぞれ一人ずつ」が、「[2.] 自分固有の労働生産物」を、「[3.] [自分を含む・四人] 全部の人間に、共同のものとして (κοινόν [コイノオン]) 分配 (κατατιθέναι [カタタティトヘエナァイ])」するのであり、

β) 「[5.] 例えば、農耕夫は、自分ひとりでありながら、四人のために食糧を確保」し、すなわち、「[6.] [自分の必要を充足させる量の食糧を確保する継続時間の] 四倍の継続時間、すなわち、四倍の量の労働を、食糧の確保を目的に、支出」し、「[7.] [確保 [・生産] された・食糧の量を] ほかの [三人の] 人間と、共同に分け合う (κοινωνεῖν [コイノオーネエイン])」——のであった。

ii) しかるに、これにひきかえ、「自給自足」においては、

α) 「人間」の「それぞれ一人ずつ」は、「[1.] わが身の必要を充足させるためだけに (ἐαυτῷ μόνον [ヘエアウトオーオ・モノオン])」, 「[2.] [四人分の] 継続時間すなわち労働の量の・四分の一で」, 「[3.] あの [・四

人分の] 食糧の・四分の一を生産することを、承知する (ἀμελήσῃς [アメレューサーズ]) にとどまり」, 「[4.] 他方, [四人分の継続時間すなわち労働の量の・] あとの四分の三についても, これを, [わが身の必要の充足のため], 一つには, 家屋の確保に費やし, 二つには, 衣服の確保に費やし, 三つには, 履物の確保に費やすことを, 承知するだけで」, 「[5.] ほかの [・三人の] 人間と [労働生産物を] 共同に分け合うような面倒はご免をこうむって (μη ἀλλοις κοινωνοῦντα πράγματα ἔχειν [メュー・アッロオイス・コイノォヌウウンター・プラァグマァター・エクヘエイン])」, 「[6.] とにかく, わが身ひとりの力をたよりに (δι' αὐτὸν [ディ'・ハアウトオン]), わが身ひとりのための生産 (τὰ αὐτοῦ [ター・ハアウトウウ]) に従事する —— にとどまるのであった。

イ) 上掲にあって, i) α) 一方で, 「自給自足」を描出するさいの・プラァトォーンの文言, ——「わが身の必要を充足させるためだけに」; 「承知するにとどまり」; 「共同に分け合うような面倒はご免をこうむって」; 「わが身ひとりの力をたよりに」; 「わが身ひとりのための生産に従事する」; ——から, (もとより, プラァトォーンが, 『国政』・「第二編」の・この箇所でも明示している, というのでは, <全くなく>, 『国政』の・後出の諸論述, ならびに, 『法』・「第九編」における立論に照らして, のことであるにせよ), 知られるのは,

β) 「自給自足」という生産方法が《採用》される, ということは,

γ) この生産方法によって「生産作業に従事している者」・「それぞれ一人ずつ」が, 己れの「個人の利益」(τὸ ἴδιον [トォ・イディオン]), ないし, 「国家」の《部分》の「利益」のみを《追求》して, <自ら> と <他> の・「全部」の <生産者> との「共同の利益」(τὸ κοινόν [トォ・コイノオン]), ないし, 「国家」の《全体》の「利益」を, 《無視》することを, 意味している, —— ということであり,

ii) これにひきかえ, α) 「社会内分業」が記述される時の文言 —— 「全

部の人間に、共同のものとして分配する」；「四倍の継続時間，すなわち，四倍の量の労働を，…支出し」；「ほかの人間と共同に分け合う」；——が語っているのは，明らかに，

β) 「社会内分業」なる生産方法が《採用》されるとは，

γ) この生産方法にあつては，〈生産者〉「それぞれ一人ずつ」が，各自の「個人の利益」・「国家」の《部分》の「利益」は，これを《追求》せずに，〈自ら〉と〈他〉の・「全部」の〈生産者〉との「共同の利益」・「国家」の《全体》の「利益」を《追求》し，あるいは，「共同の利益」の《追求》を，「個人の利益」の《追求》に，《優先》せしめ，後者を前者に《従属》せしめていることを，意味する，——という事柄である。

ウ) しかるに， i) α) こうした意味をもつ・「社会内分業」の《採用》は，重ねて言えば，

β) それが齎す「労働の生産力の上での進歩」により，（「自給自足」によるに比して）「より多量」・「より良質」の「労働生産物」の〈総量〉を産出するのであって，

γ) この〈総量〉は，「交換」・「分配」されて，〈生産者〉「全部」の「生存」を「確保」するもの，とりもなおさず「共同の利益」であり，

ii) そして，この「共同の利益」は，

α) （かかるものが，「自給自足」の場合には〈存在し得ない〉のに比すれば），「共同の利益」の〈著しい増大〉を意味し，

β) そして，この・〈著しい増大〉をみた「共同の利益」とは，ほかでもなく，「社会内分業」の成立時には〈生産者〉によって「共同の利益」よりも《劣位》におかれていた「個人の利益」が，逆に，これまた（「自給自足」に比べ）〈著しい増大〉を得ることにほかならないのであって，（なぜなら，言うまでもなく，〈著しく増大〉した「共同の利益」，すなわち，「より多量」・「より良質」な「労働生産物」の〈総量〉とは，その「交換」・「分配」を通じて，「各個人」の「生存」の，——《不可能》を，ではなく，——「確保」を齎すも

のであるからである),

iii) そして, こうした・(「自給自足」に比しての・)「共同の利益」の〈著しい増大〉と, したがって, 「個人の利益」の〈著しい増大〉と《不可分離》に, (《交換社会》としての)「国家」が《必然に》「産出」されるのである。

iv) ところが, 他方, これにひきかえ, α) 「自給自足」の《採用》は, もとより, 「共同の利益」なるものを存在せしめることが, 《ない》のであって,

β) 《なればこそ》, 逆に, 〈生産者〉「全部」にとり, 「生存」の《不可能》, 即, 「個人の利益」の《根源》にあるものの《消滅》を, 招来せずにはいないと〈同時に〉,

γ) 「共同の利益」が「配分」されるべき「交換」を《欠落》せしめることによって, 「国家」を「産出」することを《得ない》のである。——

エ) そこで, 以上からすれば。i) 「社会内分業」は, 以下の〈論理〉を告げているものである, としなければならぬ。すなわち, それは,

α) 〈生産者〉「それぞれ・一人ずつ」が, 自らの「個人の利益」・《部分》の「利益」の《追求》に《優先》させて, 「共同の利益」・《全体》の「利益」を《追求》することのみが,

β) 「共同の利益」・《全体》の「利益」の〈著しい増大〉を齎すと同時に,

γ) また, 却って, 「個人の利益」・《部分》の「利益」の〈著しい増大〉をも生ぜしめずにはいないのであり,

δ) かつ, 〈双方〉の「利益」の〈著しい増大〉と〈不可分離〉に, 《必然に》, 「国家」を「産出」する, ——という〈論理〉である。

ii) また, もとより, (これとは逆に), 「自給自足」が語っているのは,

α) 「共同の利益」の《追求》をくさしおいて, 「個人の利益」の《追求》を, それに《優先》させることは,

β) 「共同の利益」の《不在》と, それの〈帰結〉として「個人の利益」の《喪失》とを, 招くにすぎず,

γ) とりもなおさず、「国家」の「産出」を、《不可能》ならしめる、という〈論理〉である、——としなければならない。

オ) それゆえ、i) α) 「社会内分業」(の《採用》)がもつ・前記の・〈いま一つ〉の「利点」とは、

β) 上記・エ), i), β), γ) である。

ii) こうして、α) プラトーンが、ソークラテースをして、——「社会内分業」の道をとら「なくてはいけないのか」、「それとも」、「自給自足」の道をとら「なくてはいけないのか」、——との問いを發せしめた〈意味〉は、

β) 本稿・先行・3), g), イ) に記したところを含み、それに加えて、

γ) 上記・(本・4), c), エ)) の i), ii) に述べた・《対蹠》する事態について、「私たち・人間」に、《二者択一》の問いを發しているものである、——とするほかはない。

d) ところで、「社会内分業」が告げている・上記の〈論理〉と、そして、〈いま一つ〉の「利点」とは、

ア) i) (繰り返せば)、「社会内分業」にかんする論議の中で(『国政』・「第二編」。369・e—371・e) 呈示されているものでは、〈ない〉ことは、確かであるけれども——、

ii) しかし、α) この論議以後、プラトーンの〈思考〉の《根底》を流れるものとなり、

β) 諸立論の《原型》となるのであって、

γ) それは、以下に見るとおりである。

イ) i) (既にふれたとおり)^{35-a)}、プラトーンは、『国政』の・同じ「第二編」・374・b—c にあって、先行箇所を示された「社会内分業」の成立《根

35・a) cf. 本・『経済と経営』。第24巻・第4号。1994年・3月。10), a)—c)。155—

扱》にしたがい、「国家」の「防衛者」(*φύλακες* [フヒユラァケェス]。pl.; sg. '*φύλαξ*' ([フヒユラァクス]))に、「社会内分業」の一〈部門集団〉としての位置を与えたのち、

ii) まず最初に、「防衛者」の「養育」と「教育」とに不可欠な「指示」ないし「法」の〈原則〉を示し、「第二編」・376・e — 「第三編」・412・b),

α) ついで、「防衛者」について、その〈内面〉と〈外面〉とにおける「支配するもの」と「支配されるもの」との「区分」を述べ、「第三編」・412・b — 416・a)

β) さらに、——「防衛者」とは、(〈外面〉にあって)自らを「支配するもの」たる「統治者」が下す決定の「護衛兵、すなわち、協力者」でこそあるべきであって、あたかも「羊の群の護衛たる犬の育て方を誤まり、その結果、欲望の放埒、ないしは、飢えに負け、あるいは、その他の・資質の欠陥を機に、犬の集団が家畜に危害を加えようとし、番犬たる代りに狼に変わる」のに似て、——「護衛兵が、[戦闘力を備えていることにより]、市民にまさって強力であるところから、市民にとり心優しい同盟者であることをやめて、残忍な絶対権力者になることのないように」³⁶⁾、「立法者たる私たちが法を立てなければならない」³⁷⁾ 事柄として、

iii) 「第三編」の末尾・416・d — e で、ソークラァテェースをして、グラウコォーンに向かい、「防衛者」の「所有」(*ξήν* [ゼェーエン])の「仕方」と、「居住」の「仕方」とを示させ、

α) 「第一に、最低限不可欠であるものを所持する以外には、防衛者たるものは、なんびとにもせよ (*μηδείς* [メェーデェイス]), いかなる (*μηδεμία* [メェーデェミィア]) 個人資産 (*οὐσία ἴδια* [ウスィアァー・イディア]) をも所持する者 (*κεκτημένος* [ケェクテェーメェノォス]) では、ないようにしな

36) “R.”・III. Stallbaum, II. 416・a—b ; Burnet, 416・a, 1—b・3

37) “R.”・III. Stallbaum, II. 417・b ; Burnet, 417・b, 8

なければならない。それゆえ、出入りしようとする者誰しもが自由に入り込むことを許されないようなものとしての住居と金庫^(かねぐら)とは、防衛者の・なんびとも、あってはならない」³⁸⁾、——という「仕方」と、

β) 「ついで、生存に不可欠な食料品 ($\tau\acute{\alpha} \dots \acute{\epsilon}\pi\iota\tau\eta\delta\epsilon\iota\alpha$ [タァ・…エピイテューデエイア]) は、欲望の適正な・しかし、不屈に戦いに備える戦士としての必要量を、防衛者に支払われる・各年毎の・過不足のない・防衛の報酬 ($\mu\iota\sigma\theta\acute{o}\varsigma$ [ミイストホオス]) として、他の市民 [／国家の市民の総体] から受領するように、ただし、共同食事 ($\sigma\upsilon\sigma\acute{\iota}\tau\iota\alpha$ [シュッスイテイア]) に通うものとし、前線で野営する時と同じく共同生活を営む ($\kappa\omicron\iota\nu\hat{\eta} \xi\eta\nu$ [コオイネーエ・ゼーエン]) ように、定められていなくてはならない」³⁹⁾、——という「仕方」とに加えて、

γ) 「国家の中に生活する者のうち、ひとり防衛者のみにとっては、^(きん)「金、^(ぎん)銀」ならびに「通貨」を、「手にすること、これに身を触れること」は、すべて「適わしくなく・正しくない ($\acute{o}\upsilon \theta\acute{\epsilon}\mu\iota\varsigma$ [ウ・トヘエミイス])」⁴⁰⁾、——とする「仕方」を挙げている。

ウ) 「防衛者」にかんして、こうした・「所有」の「仕方」、「居住」の「仕方」を、「法」に定めざるを得ない《根拠》は、以下のところにある。

i) まず。α) 「防衛者」が「国家」にとり〈不可欠〉であるのは、(これも、既に見られたとおり)⁴¹⁾、「国家」間の・〈版図拡大〉の《必然》が生ぜしめる・いわば〈帝国主義〉「戦争」のゆえに、であり、そして、この《必然》は、各「国家」が、「欲望にふける」「市民」からなる「国家」であることに、発するのであった。

β) とすれば。「防衛者」を擁する「国家」においては、「防衛者」《以外》

38) “R.”・III. Stallbaum, II. 416・d ; Burnet, 416・d, 3-7

39) “R.”・III. Stallbaum, II. 416・d-e ; Burnet, 416・d, 7-e, 4

40) “R.”・III. Stallbaum, II. 416・e-417・a ; Burnet, 416・e, 4-417・a, 5

41) cf. 本・『経済と経営』。第24巻・第4号。前出・脚注・35・a) と同一箇所

の・〈他〉の「市民」は、ことごとく、「欲望にふける」者であることが、〈前提〉されているのである。

ii) プラトーンが、上記の《根拠》を、(既にふれていたところ⁴²⁾を敷衍しつつ)、つぎのように示すのは、この〈前提〉に立って、のことである。

[ソークラテース] 「ところが、防衛者が、土地、住居、通貨を、個人として所持しようものなら、防衛者は、防衛者たることをやめて、家産管理人、農耕夫に変らざるを得ませんし、他の市民の同盟者である代りに、敵としての絶対権力者に転じないではないのであって、したがって、防衛者は、他の市民を憎み、他の市民から憎まれ、他の市民の命を狙い、他の市民から命を狙われながら、全生涯をすごすほかはないのですし、すなわち、防衛者は、国家の外からくる敵よりも、遥かに多く、かつ、遥かに深く、国家の内にある敵を恐れることになるのですが、しかし、こうなった時には、もはや、防衛者も、他の市民も、いずれもが破滅寸前にまで突き進んでいるのですな。そこで、こうした理由の・ことごとくによって、と私は申したのです。私たちとしましては、防衛者に、居住、その他の点について、さきほど述べたとおりにさせなくてはならない、と断定しようではありませんか。そして加えて、そのように法に定めなくてはなりませんね。そうではありませんか。

「まったく、そのとおりです、とグラウコーンは申すのでした」⁴³⁾。——

α) こうして、「他の市民」が持たない・優勢な〈戦闘力〉をそなえた「防衛者」が、いかなる「個人資産」をであれ、「所持」することは、

β) 「防衛者」を、〈必然に〉、「所有」の「欲望」に駆られるままに、その〈戦闘力〉を利して、「他の市民」に君臨する「敵としての絶対権力者」に、《変身》せしめずにはいないのであって、

42) 前出・脚注・36) を付した論述

43) “R.”・III. Stallbaum, II. 417・a-b ; Burnet, 417・a, 6-b, 6

γ) この《変身》は、かかる「絶対権力者」と「他の市民」(・「国家」の「市民」の総体)とを、まさに〈内戦状態〉に突入させるものにほかならず、

δ) 帰するところは、「他の市民」にとっては、「国家」の「破滅」、しかし、同時に、「絶対権力者」にとっては、〈身〉の「破滅」以外の・なにものでもない、——とするのが、

ε) プラトーンの語る・あの「立法」の内容の《根拠》である。

iii) しかし、「立法」の《根拠》が、かかるものである、ということは、この〈根拠〉の〈論理〉が、(本稿・前・II. - 1. での・「自然にしたがって」なる概念の分析⁴⁴⁾からすれば)、以下のものであることを、告げている、としなければならない。すなわち、

α) 「防衛者」における・「個人資産」の《無》こそが、「国家」を構成する「社会内分業」の〈一部門〉たる「防衛」の「自然本性」にたいして、《適合》の〈秩序〉にある事柄であり、

β) この・《適合》の〈秩序〉にしたがうのが、——「防衛者たるものは、なんびとにもせよ、いかなる個人資産をも所持する者では、ないようにしなければならない」——とする・《当為》の〈秩序〉であって、

γ) そして、この・《当為》の〈秩序〉にくしたがつて、——すなわち、「自然にしたがって」、——、「防衛者」の「なんびと」も、「いかなる個人資産をも所持する者では、ない」ことが、

δ) 「防衛者」の「自己固有の働き」である「防衛」を、「社会内分業」の〈一部門〉として〈成立〉せしめる《根拠》なのであり、

ε) すなわち、上記・α) - γ) であってこそ、「防衛者」は、「国家を守る」ことを得、換言して、「外部からくる敵」にたいして、「他の市民」の「身を守り」・「生存」を「確保」することを得るのであり、

ζ) 〈同時に〉、「防衛者」が、「他の市民」を「防衛」するのと「交換」に、

44) cf. 本・『経済と経営』。第26巻・第1号。前出・脚注・4) と同一箇所

「生存に不可欠な食料品」を「過不足のない・防衛の報酬として、他の市民から受領する」ことを得、とりもなおさず、自らの「身を守られ」、「生存」を「確保」されることを得るのである。

iv) 果たして、この〈論理〉の・上記・δ) —ε) が、ソークラァテエースにより、(前掲のとおり)、「個人資産」の「所持」の《禁止》が挙示されるのにつづいて、つぎのように述べられているのである。

「そして、このようであってこそ、防衛者は、わが身を守られることができもし、国家を守ることができもするのですよ」⁴⁵⁾。

エ) しかし、i) 上記・ウ), iii) の〈論理〉は、また、α) 「防衛者」における・「個人資産」の〈無「所持」〉——とりもなおさず、「防衛者」の・「個人の利益」の《追求》(ないし、「防衛者」なる〈部門集団〉の・《部分》の「利益」の《追求》)にたいする・(「他の市民」の、ないし「国家」の、「防衛」という)「共同の利益」・《全体》の「利益」の《追求》の《優先》——が、

β) 「防衛者」をして、「国家を守り」、すなわち、「他の市民」の「身を守る」という「共同の利益」を産み出さしめるにとどまらず、

γ) また、「防衛者」が、かかる「共同の利益」を産み出せばこそ、「防衛者」として「他の市民」により「身を守られる」、という・自らの「個人の利益」をも、産出せしめる、——という〈論理〉であって、

δ) すなわち、前記・ウ), iii) の・「立法」の《根拠》たる〈論理〉は、実は、上記・iv) の・「社会内分業」の〈一部門〉たるべき「防衛」を、現実にその〈一部門〉として《成立》せしめる〈論理〉と、《同一》なのである。

ii) こうして、α) 「防衛者」における・「所有」の「仕方」、「居住」の「仕方」にかんする「立法」の《根拠》をめぐる立論の〈根底〉にあるのは、

β) 「防衛」は、(いかにして)、「国家」における「社会内分業」の〈一部門〉として《成立し得るか》、——という問いなのであり、

45) “R.”・III. Stallbaum, II. 417・a ; Burnet, 417・a, 5-6

γ) すなわち、「立法」の《根拠》にかんする立論の《原型》として、「社会内分業」の告げる〈論理〉が立ち現われることになるのである。

オ) 果たして、次・「第四編」に進むと、プラトーンの論述は、「社会内分業」の語る〈論理〉に〈したがう〉ものであることを、より鮮明にするのであって、

i) すなわち、プラトーンは、「第四編」の冒頭・419・aにあって、本・d), 前出・イ), ii) をうけ, α) アデエイマアントオスをして、ソークラテースにたいし、

——もし、人が、あなたは、こうした・「所有」・「居住」の「仕方」に従う「防衛者」を、「いささかも、仕合せな人間(εὐδαίμονες [エウダアイモオネエス])には、していない、とする見解を抱くとすれば、あなたは、いったい、どのように抗弁がおできになれますか」、——と問わせ、

β) ソークラテースに、まず、

「私の考えますに、私たちが、これまでと同じ道を進んで参れば、答えるべき事柄は、必ず見つからずにはいませんな。と申しますのは、私たちとしましては、防衛者というものは、さきほど述べたとおりであってこそ、この上なく仕合せになれる、という見解を耳にしましても、別に驚くには当たらない、と言わずにはおられないからです」⁴⁶⁾——と、前言⁴⁷⁾の趣意と、ならびに、本稿・本・オ), および、後出・カ), キ) に見るところをその一部とする立論とを、示唆させたのちに、

ii) 以下のように、語らしめている。

「とは申しまして、私たちは、私たちの国家の中の・どれか一つの部門集団だけが(ἐντι … ἔθος [ヘエン・ティ・…エトフノオス]), 他の部門集団とは別格の扱いを受けて(διαφερόντως [ディアプフェロントオース])

46) 以上, “R.”・III. Stallbaum, II. 419・a—420・b; Burnet, 419・a, 1—420・b—5

47) 前出・脚注・45) を付した文言

仕合せになることができるように、という目的を目指して (*πρὸς τοῦτο βλέποντες* [プロオス・トゥーウトオ・ブレエポオンテェス]), 国家を建設しているわけではなく、できる限り全体としての国家 (*ὅτι μάλιστα ὅλη ἡ πόλις* [ホオティ・マァリイスタァ・ホオレエー・ヘエー・ポオリイス]) が仕合せになることができるように、という目的を目指して、国家を建設しているのですね⁴⁸⁾。——

iii) このように示される・「国家」を「建設」する「目的」の規定、とりもなおさず、「国家」の〈本質〉の規定は、

α) 一方では、前述の・「自給自足」が告げる〈論理〉に基づいた立論、すなわち、

β) 例えば「防衛者」という「一つの部門集団だけ」の「仕合せ」、すなわち、「国家」内部の《部分》の「利益」が、「他の部門集団」の「利益」とは「別格の扱いを受け」ること、

γ) 換言すれば、「部門集団」《全体》の「仕合せ」・「利益」の《追求》に《優先》して、《追求》されることは、

δ) 「国家」の「建設」を《不可能》ならしめる、——という立論と、

iv) 他方では、「社会内分業」の〈論理〉にしたがって、

α) 「できる限り全体」の「利益」が、《部分》の「利益」の《追求》に《優先》して《追求》される時にのみ、

β) 「国家」は「建設」され得る、——との立論とから、成るものであって、

v) すなわち、あの・〈二つ〉の〈論理〉を合して《原型》としている規定である、——と解さなくてはならない。

か) ところで、プラトーンは、この〈論理〉に、さらに加えて、

i) α) 一方に、「国家」「建設」の・かかる「目的」が《実現されていること》と、他方に、この「目的」にたいする《背反が生じていること》とを知ることこそが、

48) “R.”・IV. Stallbaum, II. 420・b ; Burnet, 420・b, 5-8

β) そもそも、「国家」を「造出」・「建設」する、という〈手法〉をとらしめる〈契機〉であったもの——すなわち、一方に、「正義」とは、「いったい、いかなるものであるのか」、また、他方に、「不正義」とは、「なにであるのか」の規定を得ること——に到達する・〈唯一〉の道である、とするのであって、(上掲につづき)、こう記しているのである。

「その目的を目指して国家を建設しております理由は、私たちが、こうした・できる限り全体が仕合せである国家の中にこそ、正義とは、なにであるか、を見出すことができるからであり、逆に、一つの部門集団だけが仕合せな・統治の劣悪きわまる国家 (κάκιστα οἰκουμένη πόλις [カァキスタァ・オイクウメェネエー・ポオリィス])の中にこそ、不正義とは、なにであるか、を見出すことができるのであって、それを見てとれば、いま探究している正義と不正義とを判断できる、と考えたところに、あるのですよ」⁴⁹⁾。——

ii) こうして、知られるのは、α) 前述の「社会内分業」が示す〈論理〉は、

β) また、『国政』・「第四編」で示されることになる・「正義」と「不正義」との〈規定〉と、

γ) したがって、さらに、その〈規定〉の基礎であることが明らかになる・「理性能力」と、「欲望を抱く能力」との間にあるべき〈秩序〉にかんする〈理論〉と、《不可分離》である、——ということである。

iii) そして、上記・ii), α)–γ) が、『法』・「第九編」に至って、

α) ——「国政」が「確立」されるのは、

β) 「より正しい事柄」(「共同の利益」・《全体》の「利益」の《追求》を、「個人の利益」・《部分》の「利益」の《追求》に、《優先》させること)と、

γ) 「より有利な事柄」(上記・β)の《優先》が、「共同の利益」と「個人の利益」との〈双方〉を、齎すこと)とを、

δ) とりもなおさず、合すれば、「社会内分業」が教えている〈論理〉を、

49) “R.”・IV. Stallbaum, II. 420・b–c ; Burnet, 420・b, 8–c, 2

ε) <知り>・<意志> し・<行う> 「理性能力」によって、であり、

ς) これにひきかえ、「国家」の《不在》は、「個人の利益」を、「共同の利益」に《優先》させる「欲望を抱く能力」を<原因>とする、——という<理論>を形づくることになるのであって、これは、本稿・後出・5)に見るとおりである。——

キ) ところで、『国政』について言えば、

i) α) (前出・オ), iii), iv) に), ——「国家」の<本質>の規定は、「社会内分業」の告げる<論理>を《原型》としている、と解さなくてはならない、——と述べたところを、まさに裏づける立論が、「第四編」の・前掲(前出・i))に相接する箇所に姿を表わすのであって、

β) それは、ソークラァテエースが、(前掲の論旨を、再び)

「言うまでもなく、私たちが究明しなくてはなりません事柄は、防衛者集団を創設するさいに私たちが目指すのは、防衛者たちにできる限り大きな仕合せが手に入るように、ということであるのか、それとも、私たちとしては、国家全体に目を向けて、国家全体にできる限り大きな仕合せが手に入るように、瞳を凝らさなくてはならないのか、どちらなのか、ということなのですね」⁵⁰⁾、——と示したのちに、

γ) かつて先行・「第二編」で自らが論示したところでは、「防衛者」は、「社会内分業」の<原理>に《したがい》、「社会内分業」の<一部門集団>たるべく、定められていた、——ということの《意味》を確かめつつ語っている・つぎの立論である。

「ところが、他方で、私たちが、国家の護衛兵すなわち防衛者に、なんとしても、させなくてはならず、言い換えますと、その気持を起こさせなくてはなりません事柄は、自分たちは、防衛者固有の生産作業 (ἐαυτῶν ἔργον [ヘエアウトオーオン・エルゴオン]) の・最も優秀な製造職人 (ὄτι ἀριστοί

50) “R.”・IV. Stallbaum, II. 421・b ; Burnet, 421・b, 3-7

δημιουργοὶ [ホオティ・アリイストオイ・デーミイウルゴオイ]) にならなければいけない、ということなのですか。もちろん、ほかの部門集団の人々・すべてについても、私たちは、同じことをしなくてはなりませんよ。さて、そこで、このようにして、国家の総体 ((συμπάση ἢ πόλις [シユムパアセエー・ヘエー・ポオリイ]) が、逞しい成長をとげるばかりでなく (καὶ ἀύξανόμενη [カアイ・アウクサアノオメエネエー]), また、美事に統治されてもいる (καὶ καλῶς οἰκισομένη [カアイ・カアロオーオス・オイキイゾオメエネエー]) 状態に達した時に初めて、私たちは、自然 (ἡ φύσις [ヘエー・プヒユスイ]) に任せて、自然が、それぞれの部門集団の人々に、仕合せの分前に ^(あずか) 与るのを許す、というようにしなくてはなりません。

すると、アデイマントオスは、申したのです。いや、おっしゃるとおりです。少なくとも私には、素晴らしい議論と思われます⁵¹⁾。——

ii) 上掲の立論の意味は、もとより、以下のところにある。

α) 「防衛者」を含め、「すべて」の〈生産者〉が、それぞれに「固有の生産作業の・最も優秀な製造職人にならなければいけない」し、また、「その気持を起こ」す、とは、——

β) 「防衛者」もまた、自らを、「社会内分業」の〈一部門集団〉に、《限定》すべきであること（「防衛者」を〈一部門〉とする「社会内分業」が《採用》されるべきこと）を、表わし、（なぜなら、この《限定》こそ、各「固有の生産作業」の「最も優秀な製造職人」をつくることを、意味するからである）、

iii) しかるに、「社会内分業」を《採用》するとは、言うまでもなく、「社会内分業」が示す〈論理〉にしたがうことであって、

α) すなわち、各〈生産者〉集団は、「国家全体」の「利益」の《追求》を、《部分》たる・自らの集団の「利益」の《追求》に、《優先》せしめるべきであり、

51) “R.”・IV. Stallbaum, II. 421・b-c ; Burnet, 421・b, 7-c, 6

β) そして、その《優先》の・〈必然〉の《帰結》が、「国家の総体」の「逞しい成長」と言われるもの、——すなわち、「労働の生産力の上での進歩」、ないし、〈相対的〉に「より良質」・「より多量」・かつ、「より低廉」な「労働生産物」の〈総量〉の産出——であり、

γ) とりもなおさず、「国家」の「共同の利益」・《全体》の「利益」の〈著しい増大〉でもあり、

δ) 〈同時に〉、また、それゆえ、「市民」の「個人の利益」・《部分》の「利益」の〈著しい増大〉でもあって、

iv) 上記・iii), β) - δ) が、ほかでもなく、「国家」の「産出」であるということを、——表出するものである。

v) ところが、α) (やがて、同じ「第四編」・439・e - 444・eについて見ることになる・)「正義」と「不正義」との〈規定〉の基礎となる〈理論〉にしたがえば、

β) 上記・iii), α) の《優先》とは、「欲望を抱く能力」にたいする・「理性能力」の「統御」を意味している事柄⁵²⁾なのであり、

γ) したがって、この《優先》、すなわち、「理性能力」の「統御」が、(再言すれば)、《必然に》、上記・iv) の・「国家」の「産出」、ないし、「国家の総体」の・「美事」な「統治」(『法』における文言を以ってすれば、「国政」の「確立」) を、〈帰結〉せしめることになるのであって、

δ) なればこそ、このこと予示しつつ、プラトーンは、「国家の総体」について、——「逞しい成長をとげたばかりでなく」、「また、美事に統治されてもいる」、——と《二重》の〈帰結〉を語っているのである。

vi) しかも、α) (繰り返せば)、「社会内分業」が示す〈論理〉は、——あの《優先》が、「共同の利益」・《全体》の「利益」の〈著しい増大〉を《帰結》せしめるのみではなく、また、「共同の利益」の〈著しい増大〉が、〈同

52) cf. 本・『経済と経営』。第26巻・第1号。II. - 1. 6), a) - 9), e)

時に〉「個人の利益」・《部分》の「利益」の〈著しい増大〉でもある、—— という事柄を含むものであったのであり、

β) すなわち、各〈部門集団〉にとり、かく〈著しい増大〉をとげた「共同の利益」の「分配」に「^(あずか)与る」ことが、各〈部門集団〉の「個人の利益」・「仕合せ」の〈著しい増大〉にほかならないところから、

γ) プラトーンは、上記の・《二重》の〈帰結〉を語るのに加えて、「それぞれの部門集団の人々」が、「仕合せの分前に^(あずか)与る」——と述べて、ここに「国家」の〈本質〉あり、としているのである。

vii) だが、この時、プラトーンは、α) 「分前」の〈分与〉を掌るのは、「自然」である、と規定している。

β) この「自然」とは、(本稿・本・d), 前出・ウ), iii) のとおり), 各々の〈部門集団〉の「生産作業」の「自然本性」と「仕合せの分前」との間の・《適合》の〈秩序〉にくしたがう)・《当為》の〈秩序〉を、表わすもの、と解するほかはない。

viii) それゆえ、——「私たちは、自然に任せて、自然が、それぞれの部門集団の人々に、仕合せの分前に^(あずか)与るのを許す、というようにしなくてはならない」、——と言われるのは、

α) とりわけ「防衛者」の享ける「仕合せの分前」とは、——「国家」の「防衛」という「生産作業」の「自然本性」にたいする・「個人資産」の〈無「所持」〉と、ならびに、「共同食事」と「共同生活」との・《適合》の〈秩序〉にくしたがう)・「分前」の・《当為》の〈秩序〉に再びくしたがう、すなわち「自然にしたがって」、——「共同の利益」のうちから「分配」される「分前」であるべきであり、

β) そして、《現実に》、「仕合せ」の「分配」が、この・《当為》の〈秩序〉にくしたがう)・「自然にしたがって」、行われてこそ、「防衛者」による「国家」の「防衛」が、「社会内分業」の〈一部門〉として《成立し得る》のであって、

γ) とりもなおさず、「防衛者」と「他の市民」との間に、「生存」の「確保」の《相互依存》、すなわち、「共同の利益」と「個人の利益」との《併存》が、《成立し得る》、——ということの意味するものである。

ix) こうして、(本・d), 前出・ウ), iii) —v) に見たとおり), 「防衛者」と「他の市民」・「国家」とが、《相互》に、「身を守り」・「身を守られ」合う、という関係は、果たして、「社会内分業」が告げる〈論理〉を《原型》とするものであることが、プラトーン自らによって示されているのである。

x) そして、この間の経緯を含意していたのが、(前出・本), i)), 「私たちが、これまでと同じ道 (ὁ αὐτὸς οἶμος [ホオ・アウトオス・オーオイモオス]) を進んで参れば、答えるべき事柄は、必ず見つからずにはいない」と述べ、また、「というのは、私たちとしては、防衛者は、このようであってこそ、この上なく仕合せになれる、という見解を耳にしても、別に驚くには当らない、と言わずにはおられないからである」としている文言であったのであり、

xi) また、なればこそ、「防衛者」が「この上なく仕合せである」ことの〈論拠〉としては、(上掲・『国政』・「第四編」・421・c) 以下の論述に照らし、上記の経緯の呈示が、最初のものであり、また、それにふさわしく、最大のものとなるのである。

ク) さて。 i) α) 本・d), 前出, とりわけ, オ) 以下に見た・『国政』の主題は、「第七編」・519・eに至って、再び取り上げられるのであるが、

β) それは、(本・d), 前出・ア) —エ) に見られた) 「法」との・以下のような関係にあって、である。すなわち、

ii) プラトーンは、(既に知られたとおり), 「知の探究」と「統治」との《合一》⁵³⁾の〈必然〉を語り、また、それゆえ、「市民」のうちにある・「統

53) cf. 本・『経済と経営』。第24巻・第4号。1994年・3月。14), a) — f)。165—168
ページ

治の技術に優れ得べき者」(／「知者」)は、「刑罰」をも含む「報酬」を以て、「統治者」の任務を負わされなければならない⁵⁴⁾、——としていたが、

β) 「第七編」の・この箇所にあってもまた、それと等しく、まず、「教育を受けぬ者、すなわち、真実を知らぬ者には、国家を手落ちなく統治することが断じてできないのも、必然であり」、しかし、また、「いつまでも教育を受けるに時を費やすことを許されている者に、国家を手落ちなく統治することが断じてできないことも、必然である」⁵⁵⁾、とし、

γ) ついで、「国家の創設者である私たちの事業は、最も優れた自然本性の持主を、[／法の力を用いて]、否応なく (*ἀναγκάσαι* [アナアンカァサァイ])、最も重要な学習 [／知の探究／良いものの究明] に辿りつかずにはいられないようにすることであり、良いものを身を以て知らずにはいられず、[良いものへ向かっての]上昇の階段をひたすらに上昇せずにはいられないようにすることであるばかりでなく、上昇して心行くまで良いものを身を以て知ったのちは、現在こうした者たちに許されているところを、もはや、許さないようにすることでもあるのですよ」⁵⁶⁾、——とソークラァテェースに述べさせ、

δ) これにたいし、「それにしましても、現在許されているところとは、どういふことなのでしょうかと問うグラァウコォーンに、

ε) ソークラァテェースは、「それは、良いものところに留まって動かず、再び下降して、あの囚人 [／国家の統治者] の列に加わろうともせず、また、そうした囚人たちの負う労苦と受ける榮譽とが、たとえ、些末なものであれ、重く大きなものであれ、それには与^(あずか)ろうともしないことなのです

54) cf. 本・『経済と経営』。第25巻・第2号。1994年・9月。14), a), オ), vii), β)。

170 ページ

55) “R.”・V. Stallbaum, II. 519・b-c ; Burnet, 519・b, 7-c, 2

56) “R.”・V. Stallbaum, II. 519・c-d ; Burnet, 519・c, 8-d, 2

な」⁵⁷⁾、と答えるのである。

iii) この答えにたいして、グラァウコォーンが、 α) 「としますと、[そのことを、許さないのは]、私たちが、そうした人にたいして不正義を行っていることにならざるを得ないのではありませんか、すなわち、その人たちには、恵まれた生き方ができるのに、私たちが、惨めな生き方をさせることにならざるを得ないのではありませんか」⁵⁸⁾——と反論するのは、

β) (本・d), 前出・オ) に見たとおり), 「個人資産」の〈無「所持」〉, 「共同食事」, 「共同生活」を「立法」によって命ずることが, 「防衛者」を「仕合せな者」たらしめないことになるのではないか、——とする・アデエイマァントォスの問いと〈等しい〉意味をもつものである。

iv) してみれば、この反論に、ソォークラァテェースが、これまでの・立論の経過に基づいて、以下のように対応するのは、〈当然〉のことである。

[ソォークラァテェース] 「友よ、と私は申したのです、あなたは、折角学んだのに、またもや忘れてしまったのですな。すなわち、法とは、国家内の・どれか一つの血族だけが、他の血族とは別格の扱いをうけて心行くまでの生き方をすることができるように、と心を配るものではなく、心行くまでの生き方が国家の全体にわたって行われ得るようにするため働くのが、法である、ということ。その働きとは、法が、説得($\pi\epsilon\iota\theta\acute{\omega}$ [ペエイトホォー])。すなわち、心の必然($\acute{\alpha}\nu\acute{\alpha}\gamma\kappa\eta$ [アナァンケェー])によって、市民を融合させる($\sigma\upsilon\nu\alpha\rho\mu\acute{o}\tau\tau\omega\nu$ [シュナアルモォットォーン]) ことであり、すなわち、各個人が共同の利益を生み出すことができる($\tau\acute{o}$ $\kappa\omicron\iota\nu\delta\acute{o}\nu$ $\delta\upsilon\nu\alpha\tau\omicron\iota$ $\acute{\omega}\sigma\iota\nu$ $\acute{\omega}\phi\epsilon\lambda\epsilon\acute{\iota}\nu$ [トォ・コォイノォン・デュナアトォイ・ォォスィン・ォォプフエレェーエィン]) 場合には、いつも必ず、法がその利益を各個人の間で互いに交換し合わせることでありますし、また、法が、国家のうちにある人々を、

57) 以上, "R."・V. Stallbaum, II. 519・d ; Burnet, 519・d, 3-7

58) "R."・V. Stallbaum, II. 519・d ; Burnet, 519・d, 8-9

こうした [共同の利益を生み出し得る] 力をそなえた人間に造り上げることでありますが、法の・このような働きは、各個人に、自分の好き勝手な方向へ、ばらばらに進ませるためではなく、国家の結束 (ὁ σύνδεσμος τῆς πόλεως [ホオ・シユンデエスモオス・テェーエス・ポオレエオース]) へ向かって、法が、こうした人間を存分に活用するためのものなのですな。

お言葉のとおりです、とグラウコーンは、言うのでした、そのことを、私は忘れておりました⁵⁹⁾。——

α) 上掲に明らかであるのは、「法」の〈機能〉が、「社会内分業」の示す〈論理〉に基づいて、(『国政』の・この箇所にあつて) 初めて、〈規定〉されるに至った、ということであるが、

β) しかし、その〈規定〉は、『国政』にあつては、これ以上の展開をみるものが、〈なく〉、

γ) とりわけ、——〈なにゆえに〉、かかる〈機能〉を担う「法」なるものが、「国政」にとり《不可欠》であるか、の論述、——しかも、あくまで「社会内分業」の〈論理〉を《原型》とし、かつ、「理能力」と「欲望を抱く能力」との間にある〈秩序〉の〈理論〉に基づいた論述——は、本稿・次・5) に見るとおり、対話篇・『法』・「第九編」を俟つことになる。

(本・II. - 2. 次・5), および、最終・6) は、次号・以降)

(脚注・8)。つづき) α) この対話篇でソークラテースに語らしめているように、プラトーンの見解は、——「文字」と、「文字の配列」すなわち「語形」とは、「事柄そのもの」を、「表出」している、——とするものであるが(脚注・74)), その見解の内容は、下記のとおりである。

β) プラトーンは、まず、「語形を定めた人間」(ὁ τὰ ὀνόματα τιθεμένος [ホオ・タア・オノオマアタア・ティトヘエメエノオス]) を、想定し、

γ) この「語形を定めた人間」が、(例えば)、「文字」(τὸ γράμμα [トオ・グラァム

59) “R.” · V. Stallbaum, II. 519 · e–520 · a ; Burnet, 519 · e, 1–520 · a, 4

マァ))・「ル」(‘P’, ‘ρ’, 語頭では, ‘ρ’ ([ルフ])). ギリシャ語字母・第 20 番目の文字。名称は, ‘ρῶ’ ([ルホオーオ]) の発音にあたって, 「舌」(ἡ γλῶττα [へエー・グロオーオッタ]) が, 殆んど静止せずに, 烈しく前後に震動するさまを (μάλιστα σειομένη [マァリイスタァ・セエイオメエネエー]), 見た」ところから,

δ) 「ル」の〈音〉が, 「運動」(ἡ κινήσις [へエー・キィネエースイス]) [の観念] を表示する音素 (τὸ στοιχεῖον [トォ・ストォイクへエー・エイオン]) として,

ε) また, 「ル」の〈音〉の「図示」(γράμμα [グラァムマァ]) たる「文字」・‘ρ’, ‘ρ’ が, 「運行」(ἡ φορά [へエー・プホオラァ]) [の観念] を写出するという目的にとり (πρὸς τὸ ἀφομοιοῦν [プロオス・トォ・アプホオモイウーウン]), うってつけの手段 (καλὸν … ὄργανον [カァロオン・…オルガァノオン]) として,

ζ) 「語形を定めた人間により, 活用された」のである。

η) すなわち, 「語形を定めた人間」は, 「まず初めに, “ρεῖν” ([ルへエー・エイン]。『流れる』) と, “ροή” ([ルホオエー]。『流れ』, 『河川』) という語形を定める時, ‘ρ’ という・この・震動・運動を表示する文字を用いて (διὰ τοῦτον τοῦ γράμματος [ディア・トゥ・トゥ・トゥーウ・グラァムマァトォス]), 運行を表出した (μιμεῖται [ミィメユーエイ・タイ]) のであり,

θ) そして, 「震動」・「運動」の諸態様を示す・以下の「語形」, —— “τρόμος” ([トロォ・モォス]。『身の震え』), “τρέχειν” ([トレェクへエイン]。『走る』), “χρούειν” ([クルウ・エイン]。『打つ』), “θραύειν” ([トフラァウエイン]。『傷ける』), “ἐρείκειν” ([エレエ・イケイン]。『裂く』), “θρίπτειν” ([トフルリュプテエイン]。『砕く』), “κερματίξειν” ([ケエルマァティゼエイン]。『切り刻む』), “ῥυμβεῖν” ([ルヒユムベエー・エイン]。『回転させる』), —— を定める時にもまた, しかりであった, とプラァトォーンは述べ,

ι) さらに, 文字・‘イ’ (‘I’, ‘ι’; 名称は, ‘ἰῶτα’ ([イオー・オタァ])), 文字・‘プフ’ (‘Φ’, ‘φ’; 名称・‘φεῖ’ ([プフエー・エイ]), 文字・‘プス’ (‘Ψ’, ‘ψ’; 名称・‘ψεῖ’ ([プセエー・エイ])), 文字・‘ス’ (‘Σ’, ‘σ’, 語尾では, ‘ς’; 名称・‘σίγμα’ ([スイー・イグマァ]), 文字・‘ズ’ (‘Ζ’, ‘ζ’; 名称・‘ζήτα’ ([ゼエー・エタァ]), 文字・‘ル’ (‘Λ’, ‘λ’; 名称・‘λάβδα’ ([ラァブダァ]) / λάμβδα ([ラァムブダァ])) についても, 同じ論旨を語っている。(“Κρατύλος.” Stallbaum, I. 426・d-427・b; Burnet, 426・d, 3-427・b, 5)

κ) こうして, —— 発音器官・「舌」の状態 (上記の例では, 「運動」の一態様としての「震動」) によって, 「ル」〈音〉が生ずれば,

λ) 「震動」と, 「ル」〈音〉との《不可分離の結合》—— 正しく言えば, 「震動」という〈視覚内容〉に基づく・「運動」の〈観念〉と, 「ル」〈音〉という〈聴覚内容〉との《不

可分離の給合》—— もまた、生ずるのであって、(この《結合》が、——「ル」〈音〉が、「運動 [の観念] を表示する音素」である、——と言われる),

μ) そこで、この《不可分離の結合》に《したがい》、「音素」・「ル」の「図示」たる・‘ρ’, ‘ρ’の「文字」が、「運動」の〈観念〉を「写出」/「表出」する、という「目的」に《適合》した「手段」として、「活用され」,

ν) かつ、それゆえ、この「文字」を含み・諸態様の「運動」の〈観念〉を表示する「語形」(‘ρελυ’, 等々) が、〈形成〉され・「定め」られたのであって、

ξ) ここに、「語形」が〈定められた〉「真相」・「実相」がある、——とされるのである。

ο) この立論・見解は、「語形」の〈形成〉を、上記・μ) という・論理上の《根拠》を以って、すなわち、「理性」の使用によって (/ 《合理に》), 「解明」する立場である。

π) したがって、こうした見解をとるプラトォンは、いわゆる〈語源〉を論ずること、すなわち、「語形」の《変遷》・《歴史》を辿ることを、(それが、「語形」の・論理上の《根拠》の明示を、全く考慮の外におくところから)、「語形」が〈定められた〉「真相」を、なんら「解明」しないものとして、《斥ける》のである。

ρ) プラトォンが、「私たちの民族は、最初の語形を、どこそこの異民族から受容したのであって、それは、当の異民族が、私たちの民族よりも、起源が古いからである、という説」を、「いずれの仕方で知らぬにせよ、根源の語形の [定められた経緯の] 実相を知らなければ [/ 解明するのでなければ], …後につづく語形の実相を知る [/ 解明する] ことができる道理はありませんな、——とソークラァテュースに一蹴せしめているのは、(脚注・74))

σ) 「起源が古い」「異民族」からの・「語形」の「受容」という《歴史過程》を言い立てても、それは、「当の異民族」における「語形」の〈形成〉・「定められ」た経緯を、その・論理上の《根拠》において、すなわち、《合理に》、「解明」することには、〈無縁〉であり、したがって、また、「私たちの民族」における「語形」の〈形成〉を、《合理に》「解明」することをも、〈不可能〉ならしめるものであって、それゆえ、かかる《歴史過程》を説くこと自体が、〈無意味〉である、——ということを含意しているのであり、

τ) なればこそ、プラトォンは、——「この手の説は、…どのようにして、いちはん根源の語形が決まったのが実相なのか、について解明する力のない者にとり、…まことに巧妙な逃げ道に、なってくれる」ものである、——と《排する》のである。(脚注・74))